

国指定史跡長柄桜山古墳群

整備基本計画書

(案)

平成 22 年 10 月

逗子市教育委員会 葉山町教育委員会

目 次

I 基本計画

1. これまでの経緯と整備基本計画の策定	1
(1) これまでの経緯	1
(2) 整備基本計画の策定	1
2. 長柄桜山古墳群の概要	3
(1) 立地及び周辺環境	3
1) 位置と地形	
2) 史跡とその周辺の地質	
3) 史跡とその周辺の植生	
(2) 社会的環境	6
1) 上位計画・関連計画等	
2) 整備基本構想	
3) 蘆花記念公園基本計画	
4) 法規制等	
5) 交通	
(3) 歴史的環境	9
1) 周辺の遺跡	
2) 遺構の概要	
3. 長柄桜山古墳群の本質的価値	14
(1) 史跡指定状況	14
(2) 長柄桜山古墳群の本質的価値	14
1) 長柄桜山古墳群の本質的価値	
2) 長柄桜山古墳群を構成する諸要素の分類	
4. 基本理念及び基本方針	17
(1) 基本理念	17
(2) 基本方針	17
1) 史跡の保存と顕在化	
2) 古墳の歴史的特色の公開	
3) 古墳群周辺の環境と眺望	
4) 施設整備の考え方	
5) 市民・町民参加の管理運営	

5. 全体計画	18
(1) ゾーニング	18
1) 史跡指定地内		
2) 史跡指定地外（古墳間の尾根道他、古墳群への動線）		
(2) 各整備ゾーンの現況と整備方針	18
6. 個別計画	23
(1) 調査計画	23
(2) 遺構保存計画	27
1) 第1号墳の保存		
2) 第2号墳の保存		
(3) 遺構表示計画	29
1) 第1号墳の遺構表示		
2) 第2号墳の遺構表示		
(4) 環境保全計画	32
1) 地形保全計画		
2) 修景植栽計画		
(5) 活用施設計画	37
1) ガイダンス施設計画		
2) 便益施設計画		
3) 野外解説・展示施設計画		
(6) 園路計画	41
1) 第1号墳の園路計画		
2) 第2号墳の園路計画		
3) 階段の構造		
4) 史跡指定地外の園路計画		
5) 眺望点・広場整備計画		
(7) 管理運営計画	47
1) 管理運営体制		
2) 維持管理の方針		
3) 運営の方針		
7. 整備イメージ図	49

I 基本計画

1. これまでの経緯と整備基本計画の策定

(1) これまでの経緯

長柄桜山古墳群は、平成 11 年 3 月、葉山桜山団地西側の丘陵頂部（現在の第 1 号墳）で、携帯電話の中継基地建設工事に伴う小規模な伐採及び整地が行われた際、葉山町在住の東家洋之助氏（整備基本計画策定委員会委員）が埴輪片を発見したことを契機として、その存在が公に知られるに至った。また、同年 4 月、県内の考古学研究者が、その西側約 500m の丘陵頂部（現在の第 2 号墳）も同様の古墳であることを指摘し、その後の試掘調査、測量調査、範囲確認調査等を経て、ともに全長 90m 前後の、現存する遺構としては神奈川県内最大級の規模を有する前方後円墳であることが明らかとなった。この間、逗子市、葉山町は、神奈川県とともに「(仮称) 長柄・桜山古墳群に関する三者協議会」を設置して国史跡指定を目指す検討と事務的手続きを進め、平成 14 年 12 月 19 日に「長柄桜山古墳群」として指定を受けた。

平成 15 年度には、本史跡を取り巻く自然環境、社会環境等の各種条件を整理して「国指定史跡長柄桜山古墳群整備基本構想」を作成し、今後の整備の基本的方向性を示した。これを受け、平成 16 年度には 3 名の考古学研究者による国指定史跡長柄桜山古墳群調査指導委員会を設置し、今後の整備に必要な地下遺構の情報収集を目的とした発掘調査について具体的な検討を開始し、平成 18 年 3 月に発掘調査全体計画を定めた。この間、平成 16、17 年度の 2 カ年で指定地の公有化が完了したため、平成 18 年度から発掘調査に着手、平成 21 年度には計画していた第 1 号墳の調査を終え、墳丘の構造や埴輪等に関する多くの貴重な成果を挙げた。

なお、発見直後から、郷土の貴重な古墳を守るため、市民町民による自主的な活動を端緒とするパトロール活動が開始され、様々な経緯を経てその活動が今日に至っているのは特筆すべき事項である。

(2) 整備基本計画の策定

前述したように、第 1 号墳の発掘調査も計画通りに進捗し、整備に係る具体的データの収集も進みつつあったことから、次段階として、基本構想で示した方向性や目標を踏まえ、市民、町民の意向を汲みつつ、遺構保存と公開活用の実現へ向けて、整備基本計画を策定することとなった。整備基本計画は、基本的な整備内容や手法等について検討するとともに、全体にかかる概略の事業費を積算し、項目毎の優先度や実施の可能性に基づいた短期・中期・長期計画の区分を行うことで、行政として実現可能な整備の道筋を明確にし、その具体化を図ろうとするものである。

整備基本計画の策定にあたっては、考古学や自然科学の学識者のほか、市民・町民、行政職員で構成した国指定史跡長柄桜山古墳群整備基本計画策定委員会を設置し、平成 20 年度から検討を重ねてきた。

なお、現時点では遺構の保存状況が未詳である第 2 号墳についても本計画の対象とするが、個別具体的な内容については、今後実施する発掘調査の結果等を踏まえて検討することとする。

表1 整備基本計画策定までの経過

年度	年		第1号墳	第2号墳	
平成10年度	平成11年 (1999)	3月初旬	地元の考古学愛好家が、携帯電話アンテナ建設工事で埴輪片を発見		
		3月中旬	現地踏査 大型の前方後円墳であることを確認		
		3月31日	県埋蔵文化財包蔵地台帳に登録 (逗子市No.120、葉山町No.38)		
11年度		4月初旬		県内の考古学研究者が前方後円墳である可能性を指摘 現地踏査	
		4月中旬	「長柄桜山古墳群にかかる三者協議会」(県・市・町教委)設置 市民町民によるパトロール開始		
		6月		第1次発掘調査(試掘調査:県教委) 葦石を伴う前方後円墳 あることを確認	
		7月	測量調査(県教委)		
		8月2日		県埋蔵文化財包蔵地台帳に登録 (逗子市No.121、葉山町No.39)	
12年度	平成12年 (2000)	2月		測量調査(かながわ考古学財団)	
		4~5月	第2次発掘調査(範囲確認調査:かながわ考古学財団)		
13年度	平成13年 (2001)	3月	『長柄・桜山第1・2号墳測量調査・範囲確認調査報告書』(県教委、かながわ考古学財団)		
14年度	平成14年 (2002)	7月8日	国史跡指定申請		
		12月15日	シンポジウム「前期古墳を考える～長柄・桜山の地から」開催		
		12月19日	国史跡に指定(文部科学省告示第202号)		
15年度	平成15年 (2003)	4月	「国指定史跡長柄桜山古墳群整備活用検討会」設置		
		6月	地表踏査・地下レーダー探査		
		6月15日	国史跡指定記念講演会「未来に生かす史跡整備を考える」開催		
		10月	簡易貫入試験		
16年度	平成16年 (2004)	3月	『国指定史跡長柄桜山古墳群整備基本構想』策定		
			『シンポジウム前期古墳を考える～長柄・桜山の地から・国史跡指定記念講演会 未来に生かす史跡整備を考える 記録集』		
		5月	「調査指導委員会」設置		
17年度	平成17年 (2005)	10、12月	第1号墳(葉山町域)、第2号墳(葉山町域の一部)公有化		
18年度	平成18年 (2006)	10、12月	第1号墳(逗子市域)、第2号墳(全域)公有化		
		3月	『発掘調査全体計画』策定		
19年度	平成19年 (2007)	8~10月	第3次発掘調査(第1号墳、1~4Tr.)		
20年度	平成20年 (2008)	12~2月	第4次発掘調査(第1号墳、5~8Tr.)		
		3月	墳丘保護ネット敷設工事		
		9月	「整備基本計画策定委員会」設置		
		9~12月	第5次発掘調査(第1号墳、9~13Tr.)		
		3月	『国指定史跡長柄桜山古墳群第1号墳発掘調査概要報告書(平成18年度～平成20年度)』		
21年度	平成21年 (2009)	4~6月	地下レーダー探査、再解析		
		6~3月	植生調査		
		7~11月	地質調査(第1号墳ボーリング調査、簡易貫入試験)		
		8~12月	第6次発掘調査(第1号墳、14~18Tr.)		
		3月	墳丘保護ネット敷設工事		
22年度	平成22年 (2010)	6~12月	出土品等整理作業		
		1~2月	測量調査		
		3月	『整備基本計画』策定		

2. 長柄桜山古墳群の概要

(1) 立地及び周辺環境

1) 位置と地形

長柄桜山古墳群は、神奈川県南東部、三浦半島の付け根にある逗子市と葉山町にまたがって存在し、東京から 50km 圏内、横浜から 20km 圏内に位置している。

最寄り駅の JR 横須賀線逗子駅からは南方へ約 2.5 km、京浜急行電鉄逗子線新逗子駅から南方へ約 1.8 km の距離にある。

長柄桜山古墳群は標高 50~120m の低位丘陵上に立地し、北側には田越川に沿って発達した沖積低地帯が形成されており、逗子市の中心市街地となっている。丘陵の南側には森戸川が東流しており、狭小な沖積低地帯を形成している。

長柄桜山古墳群が位置する桜山丘陵では、昭和 40 年代以降の宅地開発により地形が大きく改変されており、第 1 号墳東側まで造成が及んでいるが、古墳群の周辺一帯が各種法令に基づき開発行為に対する制限がかけられたことから、史跡とその周辺は現在までなお豊かな自然環境が保全されている。

史跡指定地は、第 1 号墳 6,869.32 m²、第 2 号墳 8,208.11 m²で、計 15,077.43 m²の面積があり、それぞれ独立した島状の指定がかかっている。指定地内にはさまざまな樹木が茂っており、眼下の視界は遮られている箇所が多いが、第 1 号墳の後円部墳頂から東には東京湾が、第 2 号墳前方部から西には相模湾を眺めることができ、一部逗子市域において指定地内を東西に走るハイキングコース「ふれあいロード」が整備され、近隣住民やハイカー達に利用されている。



図 1 三浦半島地形図（左）

図 2 古墳群付近航空写真（右）

長柄桜山第 1・2 号墳 測量調査・範囲確認調査報告書（神奈川県教育委員会 2001）より抜粋

2) 史跡とその周辺の地質

長柄桜山古墳群が位置する丘陵は、三浦層群逗子シルト岩層シルト岩砂岩互層（泥岩率 90%以上）で形成されている。丘陵部は主に灰色のシルト岩から形成され、黄褐色で未凝固の細粒～中粒の砂層と互層し、浮石凝灰岩を伴っている。シルト岩（泥岩）は新鮮部では青灰色を、風化部では黄灰色を呈する。また、逗子層のシルト岩は風化しやすいという特性がある。

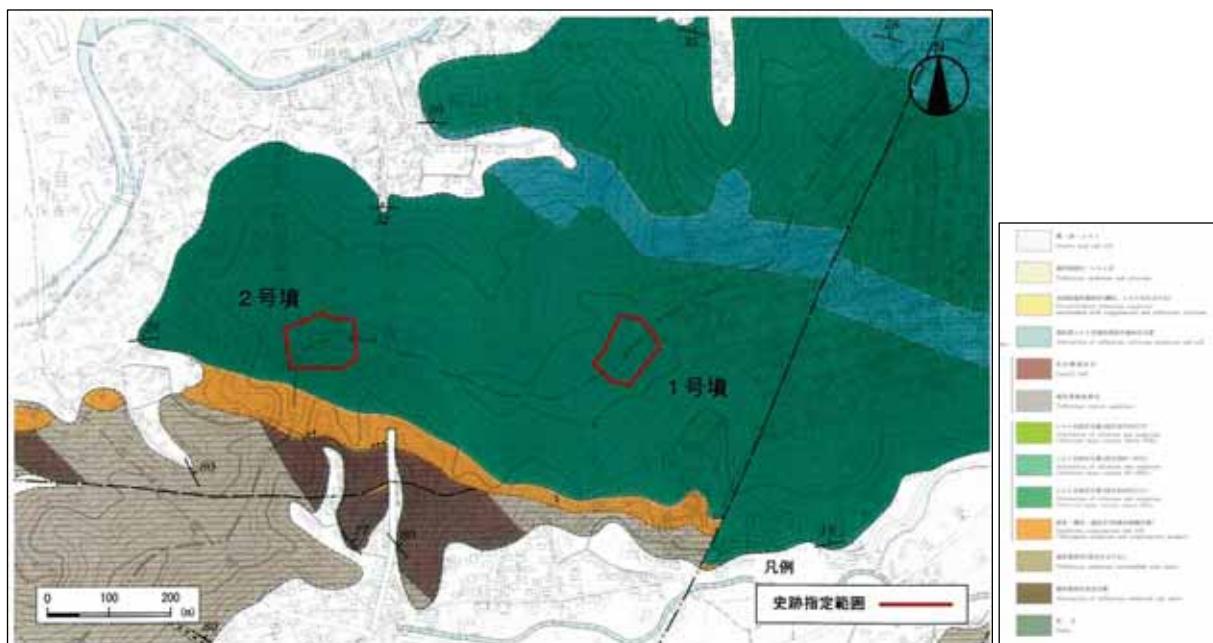


図3 逗子市地質図

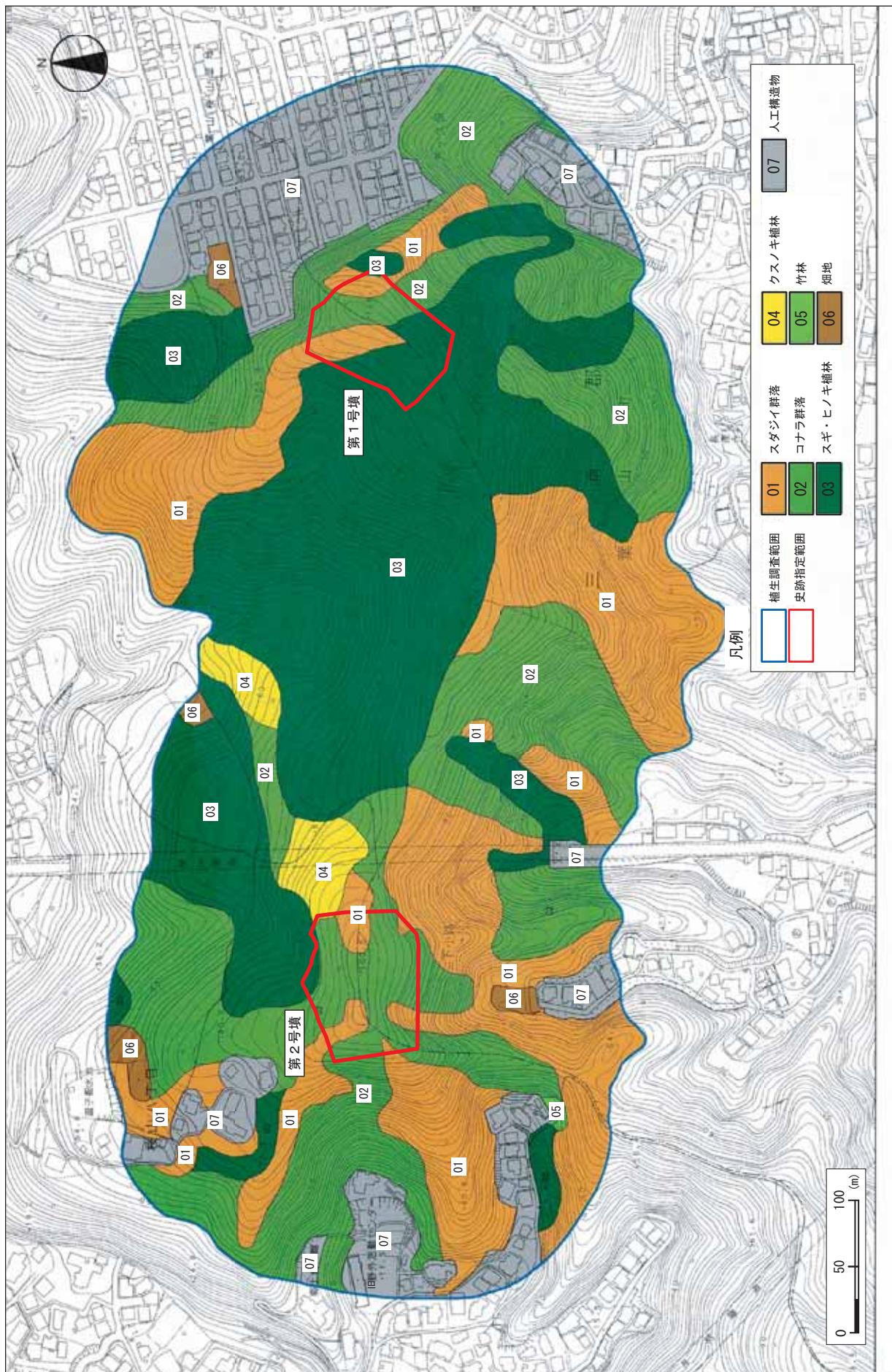
逗子市文化財調査報告書第九集 逗子市市域の地質（逗子市教育委員会 1981）附図より抜粋

3) 史跡とその周辺の植生

長柄桜山古墳群が位置する丘陵一帯では、スダジイ群落、コナラ群落、スギ・ヒノキ植林、クスノキ植林、竹林の5つの植物群落が確認されている。このうちスダジイ群落とコナラ群落は「神奈川県レッドデータ生物調査報告書」（神奈川県生命の星・地球博物館 2006）のレッドリストに登載されており、保護上重要とされている。

指定地内の植物相は、スダジイ、タブノキ、イヌビワ、ヒサカキ等、主に暖温帯に分布の中心をおく種で構成されており、コナラやヤマザクラの落葉広葉樹林で確認されたムクノキ、エゴノキ、ハゼノキ等の構成種も暖温帯二次林を代表するものである。生育環境としては、第1号墳、第2号墳とも全て樹林地であり、常緑広葉樹林、落葉広葉樹林、スギ・ヒノキ植林、クスノキ植林、竹林が確認されている。それぞれの環境で林床の種の構成に違いはなくアズマネザサ、リョウメンシダ、ベニシダ、イノデ、ミヅシダ、ドクダミ、ヤブラン、ナガバジヤノヒゲ、ナルコユリ、ヤツデ、オオバウマノスズクサ等多くの種が共通してみられる。注目される種としては、エビネ及び腐生ランの一種が確認されている。

図4 現況植生図（平成21年度植生調査結果より）



(2) 社会的環境

1) 上位計画・関連計画等

逗子市、葉山町とも、総合計画をはじめ、都市の振興、まちづくり、景観、環境など、本計画に関わりある上位計画・関連計画が定められているが、それらの中において、長柄桜山古墳群もしくはその周辺地域は、史跡として適正に保存管理し、他の文化財も含めた歴史的空間として広く活用するだけでなく、豊かな自然環境を保全することが求められている。そのため計画策定にあたっては、それら上位計画等と整合させつつ、自然環境との調和を図りながら、文化遺産として適切に保存・活用を図っていく必要がある。

2) 整備基本構想

逗子市教育委員会・葉山町教育委員会では、整備基本計画に先立ち、史跡を保存・活用することを目的に、基本的な考え方をまとめている（逗子市教育委員会、葉山町教育委員会 2004）。

ア. 史跡整備の基本理念

史跡整備にあたって、古墳の価値や、整備の必要性・方向性に基づき、整備の基本理念を「歴史環境と自然環境の共存」「地域に根ざした研究・生涯学習活動拠点としての機能」「人々が日常的に集い、安らぎ憩う場」として整理した。

イ. 整備・活用の基本方針

上記の基本理念を踏まえた、整備・活用の基本方針を次のとおりとした。

- (ア) 周辺の自然環境を可能な限り保全した上で、史跡整備との調和を図る。
- (イ) 学術調査の成果を分かりやすい表現で公開し、学習の場を提供する。
- (ウ) 発掘調査は、遺構の状況把握のために必要不可欠な程度にとどめる。
- (エ) 遺構の保護を前提とし、発掘調査の結果を踏まえて整備を行う。
- (オ) 人々が集い、憩う、ゆとり空間として、人々が自由に利用できるよう整備する。
- (カ) 逗子市、葉山町の住民が、地域固有の財産として、その価値を感じられるよう整備する。
- (キ) 逗子、葉山町の住民、行政が一体となって史跡の整備・活用を推進する。

ウ. 長柄桜山古墳群の整備構想

長柄桜山古墳群の整備対象範囲は、史跡整備ゾーンと周辺整備ゾーンの2つに区分し、検討課題を整理した。

3) 蘆花記念公園基本計画

蘆花記念公園基本計画では、①桜山斜面樹林の保全、②景観上重要な建造物の保全・活用、③周辺の資源・施設との連携を目標としており、長柄桜山古墳群の歴史的景観を含めた桜山斜面樹林の保全を図り、公園区域に隣接する休憩所及び長柄桜山古墳群・六代御前の墓などの文化資源とのネットワークを強化し、園路や道標等での一体的な誘導を含めた整備を図っている。

長柄桜山古墳群については、周辺に点在する歴史的資源のひとつとしてだけでなく、公園整備における重要な緑地景観要素として位置づけられている（逗子市緑政課 2007）。

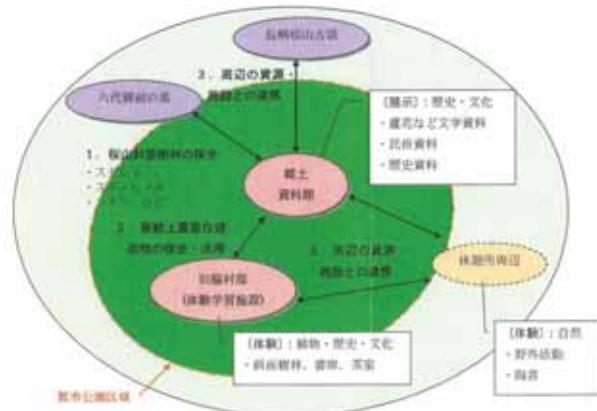


図5 蘆花記念公園基本計画模式図

4) 法規制等

長柄桜山古墳群は、文化財保護法により国史跡に指定されており、現状を変更する行為等については文化庁長官の許可が必要となる。また、史跡指定地周辺の丘陵部は都市計画法による市街化調整区域に指定されている。その他、宅地造成等規制法や建築基準法による各種法規制がある。

緑地保全や防災に関しても各種の法規制がかかっている。首都圏近郊緑地保全法により史跡指定地周辺の丘陵部は近郊緑地保全区域に指定されており、区域内で行われる行為は制限されている。また、史跡指定地の位置する丘陵地は森林法による地域森林計画対象民有林（5条森林）に指定されているほか、第1号墳葉山町側の一部が土砂流出防備保安林及び保健保安林に、第2号墳逗子市側の一部が保健保安林に指定されている。さらに急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律により、第2号墳の葉山町側の一部が急傾斜崩壊危険区域に指定されている。

その他、逗子市、葉山町の条例等により、各種の規制が存在する。計画策定にあたっては、それらを遵守しつつ、文化遺産として適切に保存・活用を図っていく必要がある。

5) 交通

長柄桜山古墳群は、史跡指定地が接道しておらず、第1号墳、第2号墳ともに上り口には見学者に対応できる規模の駐車場がない。

公共交通機関を利用した場合、第1号墳側のアクセスは、JR 逗子駅から葉桜住宅（「葉桜」停留所）までバスに乗り（約8分）、その後第1号墳側の上り口まで徒歩（約6分）、第2号墳側は同じく JR 逗子駅から「富士見橋」停留所までバスで（約5分）、芦花記念公園を通って第2号墳側の入口へ至る（約6分）のが主となる。

徒歩では、「六代御前の墓伝説地」（逗子市史跡）付近から上る道のほか、いくつかの山道がある。なお、県道311号線の新桜山隧道建設に伴い、葉山側のトンネル出入口から第2号墳付近まで上ることができる階段の設置が計画されている。

長柄桜山古墳群古墳は、市街地に近接しアクセスが良いことから、計画策定にあたっては、基本的に既存の公共交通機関利用もしくは徒歩を前提とする。

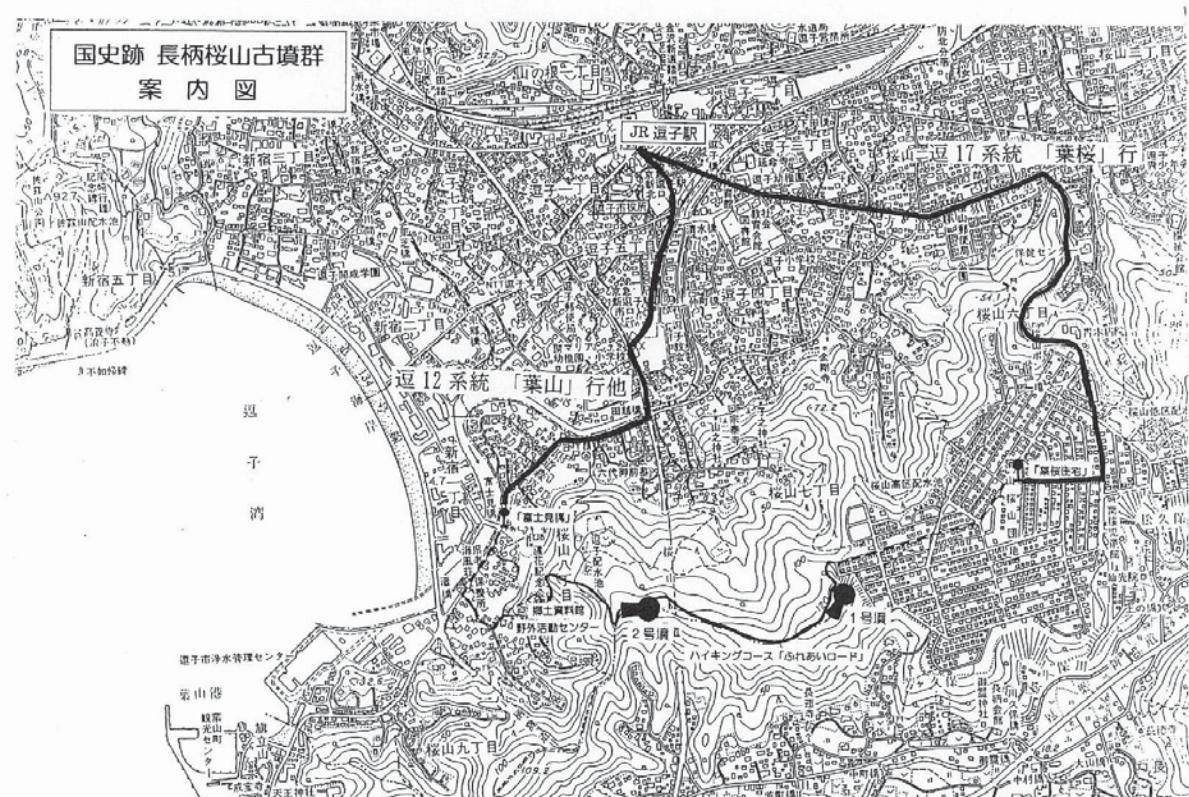


図6 指定地までのアクセス図

(3) 歴史的環境

1) 周辺の遺跡

長柄桜山古墳群が発見されるまで、逗子市・葉山町を含む三浦半島地域では、前期古墳の存在は確認されていなかった。

一方、田越川左岸の段丘上の平坦面や、田越川の支流池子川右岸の沖積微高地上、また葉山側では沿岸部の一色・堀内地区の砂丘上などを中心に、弥生時代から古墳時代前期の遺跡が点在している。とくに逗子湾からやや奥まった田越川中流域左岸の段丘上では、弥生時代中期後半から後期の集落跡のほか、古墳時代前期から後期の集落跡が重なる複合遺跡で、一般集落から出土することはまれな石鉈が出土したことでも知られる持田遺跡（5）や、土器焼成遺構や粘土採掘坑など土器生産を行っていた古墳時代前期の集落跡である沼間ポンプ場南台地遺跡（10）や菅ヶ谷台地遺跡（9）など、長柄桜山古墳群の築造に並行する時期の集落跡が集中する。また、田越川右岸の池子川流域には弥生時代から古墳時代のほか、各時代の遺跡が確認された池子遺跡群（11）が存在する。池子遺跡群からは、古墳時代の鏡片や銅鏡など、やはり一般集落からの出土は珍しい遺物が出土している。

葉山側では沿岸部の砂丘上を中心に、No.2遺跡（13）や三ヶ岡遺跡、御用邸内遺跡などで古墳時代前期の集落遺跡が発見されている。

また、奈良時代以前の古東海道については、『古事記』『日本書紀』に記載されたヤマトタケルの東征説話を根拠にその復元的研究が進められている。説話自体には史実性が薄いが、そのルートが当時の交通路をある程度反映したものであることを前提に、概ね現在の横須賀市走水付近から東京湾を渡海したことが指摘されている。半島内のルートについてはさまざまな想定が可能と思われるが、地形あるいは遺跡分布の点からみて、田越川流域を遡上して東京湾側へ到るルートは相模湾と東京湾を結ぶ重要な交通路であったと考えられている。

なお、中世以降に属するが、逗子市域には名越切通と和賀江嶋の二つの国史跡がある。このうち名越切通については逗子市教育委員会が整備事業に着手している。

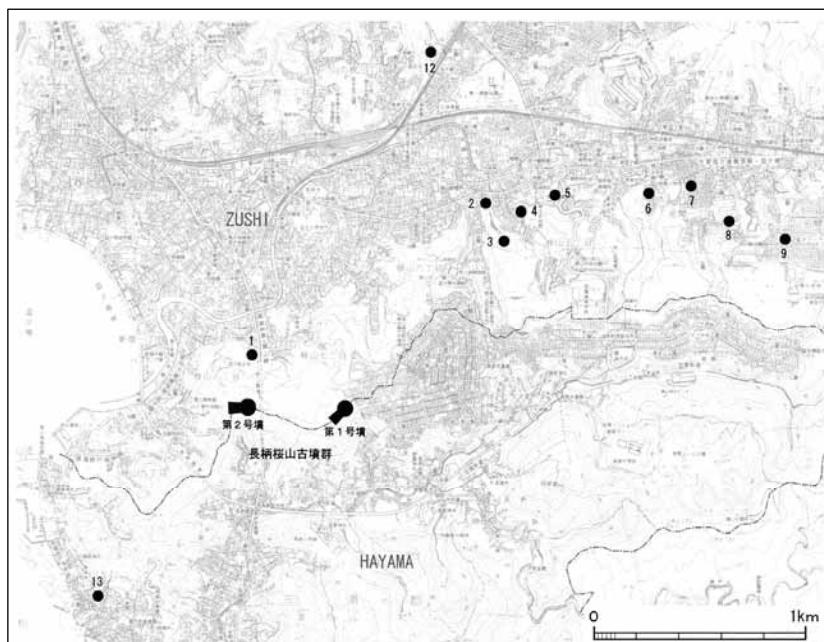


図7 周辺遺跡図

2) 遺構の概要

長柄桜山古墳群では、史跡指定前の平成 11、12 年度に試掘調査、範囲確認調査を、指定後の平成 18 年度から平成 21 年度まで、史跡整備に必要な情報収集の一環として、第 1 号墳の発掘調査を実施している。

ア. 第 1 号墳

墳長約 90m を測り、前方部を南南西に向けて構築された前方後円墳である。墳丘の遺存状態は総じて良好だが、葉桜住宅造成の際に後円部北側の一部が失われている。後円部西半は正円形を描くが、東半はいびつな形をなしている。後円部墳頂部は西から東に向って下がっており、東西縁辺で 60 cm の比高差があるが、古墳築造以降に階段状に地すべりが起こった結果である。前方部は現況地形では先端部が撥形に広がっているが、中世後期以降に墳丘の一部が削平を受けており、本来は幅広の台形状になる。

墳丘の高さは後円部で約 7.7m、前方部で約 4.9m を測り、墳裾は後円部から前方部にかけて緩やかに下がっている。そのため後円部と前方部の墳頂部間比高差は約 3.25m となる。墳丘の構築にあたっては、地山の逗子層～黒色土層を削り出して成形した後、上部に約 1.5m の盛土を施して構築している。なお、前方部前面のみ墳裾から断面三角形状に盛土を施している。後円部は三段、前方部は二段の段築が施されており、葺石はもたない。

墳丘斜面部～墳裾の覆土中からは円筒埴輪及び壺形埴輪片が出土している。後円部墳頂部平坦面の縁辺には、築造時の状態を保った埴輪基部が都合 5 個体確認されており、埴輪列が巡っていたことが明らかになっている。隆起斜道部から前方部墳頂部及び段築テラス上には埴輪列は遺存していないかった。

後円部墳頂部中央のやや東よりに、墳丘主軸から東に約 15 度傾いた状態で、幅約 1.6m、長さ約 7 m の陥没坑が確認されている。陥没坑の一部を掘り下げたところ、墳丘面から約 1.5 m 下に粘土槻が 1 基構築されていることが確認された。後世の掘削痕跡は認められなかったため、主体部は未盗掘である。

イ. 第 2 号墳

墳長約 88m を測り、前方部を西に向けて構築された前方後円墳である。墳丘の遺存状態は総じて良好である。後円部墳頂部には塚状の高まりが存在する。

墳丘は、後円部で高さ約 7.3m、前方部で約 8.7m を測り、墳裾は後円部から前方部にかけて緩やかに下がっている。そのため後円部墳頂部平坦面と前方部の比高差は約 0.7m となる。墳裾付近は地山の逗子層を削り出して成形している。墳丘斜面部は未調査のため盛土の構築状況や段築の有無については明らかではないが、第 1 号墳にはみられない葺石が存在する。覆土中からは円筒埴輪及び壺形埴輪片が出土しており、埴輪列の存在が予想される。

墳頂部は未調査であり、埋葬施設の位置や構造、規模は明らかでない。

表2 発掘調査等の履歴

年 度	調 査	調 査 主 体
平成 11 年度	第1次調査 第2号墳の試掘調査 平成11年6月15日～22日	神奈川県教育委員会
平成 12 年度	第2次調査 第1号墳・第2号墳の範囲確認調査 平成12年4月4日～5月11日	かながわ考古学財団 (神奈川県教育委員会が委託)
平成 18 年度	第3次調査 第1号墳の発掘調査 平成18年8月21日～10月27日	逗子市教育委員会 葉山町教育委員会
平成 19 年度	第4次調査 第1号墳の発掘調査 平19年12月3日～平成20年2月22日	逗子市教育委員会 葉山町教育委員会
平成 20 年度	第5次調査 第1号墳の発掘調査 平成20年9月29日～12月19日	逗子市教育委員会 葉山町教育委員会
平成 21 年度	第6次調査 第1号墳の発掘調査 平成21年8月6日～12月17日	逗子市教育委員会 葉山町教育委員会

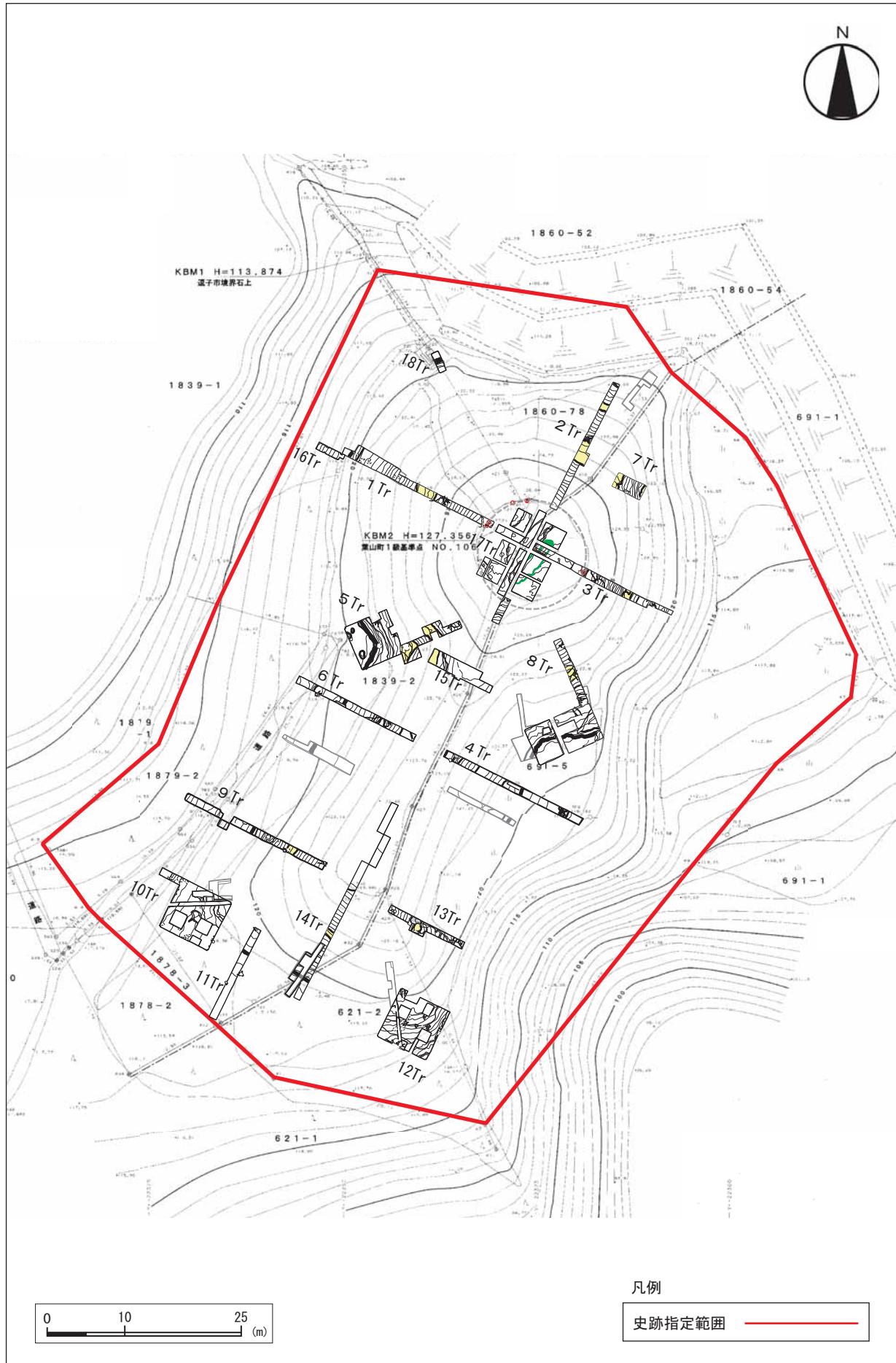


図8 第1号墳発掘調査位置図

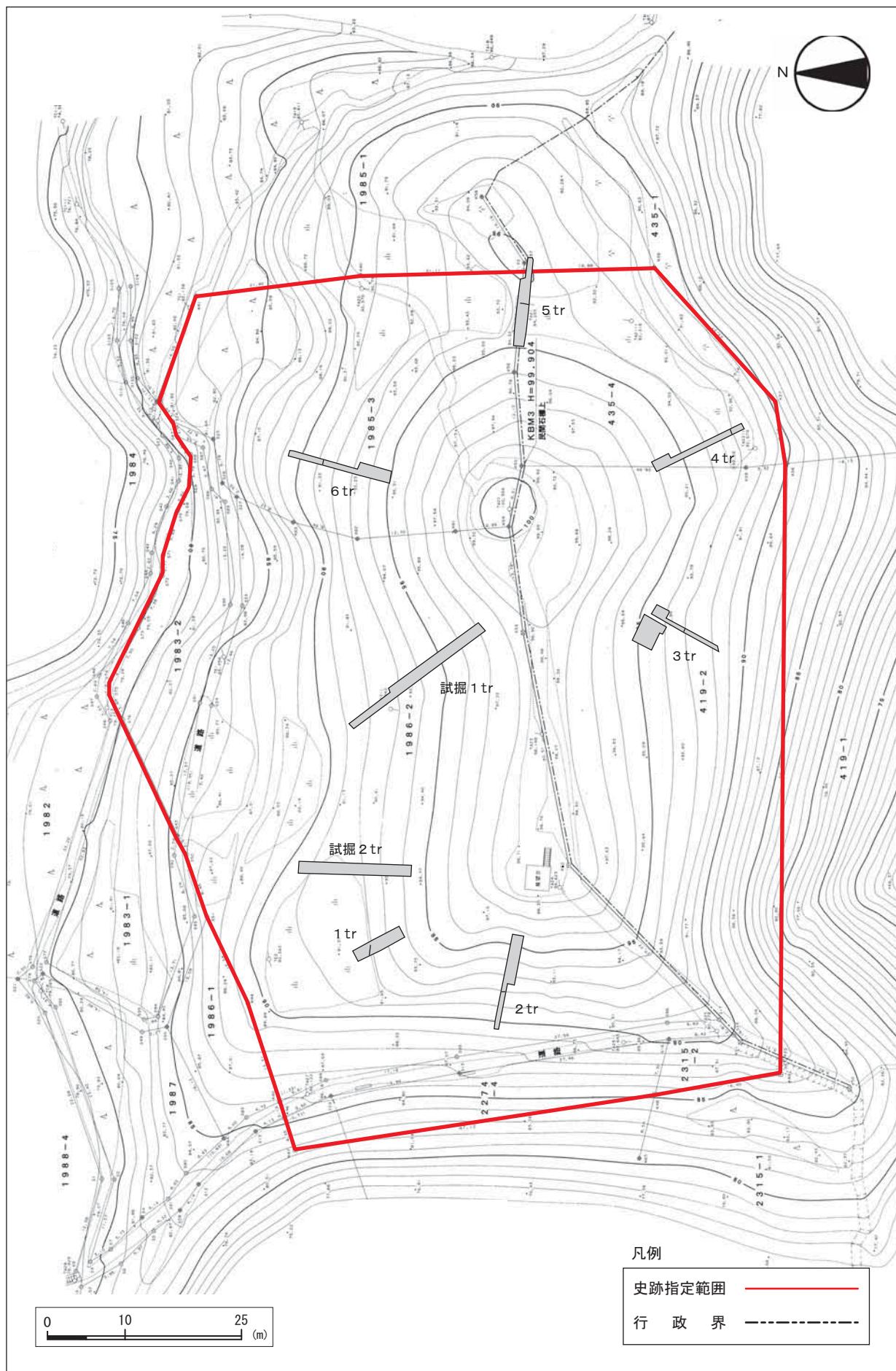


図9 第2号墳 発掘調査位置図

3. 長柄桜山古墳群の本質的価値

(1) 史跡指定状況

長柄桜山古墳群の史跡指定状況は以下の通りである。

名 称：長柄桜山古墳群

所 在 地：第1号墳 神奈川県逗子市桜山7丁目

神奈川県三浦郡葉山町長柄字芳ヶ久保

第2号墳 神奈川県逗子市桜山8丁目

神奈川県三浦郡葉山町長柄字下小路

所 有 者：逗子市、葉山町

指 定：平成14年12月19日 国史跡指定（文部科学省告示202号）

指定理由：三浦半島西岸の付け根に位置する、2基の前期大型前方後円墳からなる古墳群。

畿内地域と東日本を結ぶ太平洋側の交通の要衝にあり、古墳時代における関東と
畿内を結ぶ交通や、南関東の地域の情勢を考える上で重要である。

面 積：第1号墳 6,869.32 m²（内訳 逗子市：3,438.35 m²、葉山町：3,430.97 m²）

第2号墳 8,208.11 m²（内訳 逗子市：5,440.45 m²、葉山町：2,767.66 m²）

(2) 長柄桜山古墳群の本質的価値

長柄桜山古墳群の適切な保存と活用を図るにあたっては、将来にわたって改変することなく確実に次世代に伝達していくべき史跡としての本質的な価値を定義し、それらを保護するための基本方針を定める必要がある。ただし、長柄桜山古墳群は、時間的経過の中で様々な要素が加わり現在の姿をなしているので、その本質的価値を構成する諸要素とそれ以外の諸要素に分類し、それらの諸要素が史跡の本質的価値とどのような関わりをもっているのかを検討した。

1) 長柄桜山古墳群の本質的価値

長柄桜山古墳群は、これまで古墳分布がほとんど空白だった三浦半島の基部の丘陵上に近接して築造された、現存する県下最大級の2基の前方後円墳からなる。いずれも墳丘はほぼ完全な形で残っており、第1号墳では未盗掘の粘土櫛を有する主体部が確認されているほか、第2号墳も未調査ではあるが良好な状態で遺存している可能性が高い。また、古墳時代前期後半（4世紀中頃～後半）の壺形埴輪と円筒埴輪（もしくは朝顔形埴輪）がセットで出土しており、第1号墳には埴輪列や段築が、第2号墳には葺石が認められ、神奈川県内はもとより関東の前期古墳としても稀有な例である。両古墳は、標高100m～120mの丘陵尾根筋に築造されており、東京湾・相模湾を眺望できる絶好の立地にあるという特徴を持っている。

さらに、2基が所在する三浦半島は、太平洋岸を西から東京湾へ入る位置にあり、古墳時代前期の大和の勢力と関東以北を結ぶ交通の要衝の一つであったと推定され、東日本の政治情勢を考える上でも重要である。

以上のことと踏まえると、長柄桜山古墳群の本質的価値は、以下の諸要素に分類することができる。

- ・県内最大級の規模を誇り、段築を有する墳丘の築造体
- ・埴輪列・葺石などの墳丘外表施設や古墳の被葬者が納められた主体部など、地下に埋蔵されている遺構と、副葬品や埴輪などの遺物
- ・古墳が立地する尾根筋の自然地形

2) 長柄桜山古墳群を構成する諸要素の分類

以上にあげた長柄桜山古墳群の本質的価値及び現地調査の結果を踏まえ、長柄桜山古墳群を構成する諸要素を以下に分類した。

表3 長柄桜山古墳群を構成する諸要素分類

		対象	構成要素
史跡指定地内	史跡の本質的価値を構成する諸要素	墳丘の築造体	盛土、切土地形
		地下に埋蔵されている遺構、遺物	葺石（第2号墳）、埴輪、主体部
		自然地形	墳丘周囲の自然地形
	本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	遺構保護用仮設物	遺構保護ネット、ロープ柵等
		説明・案内施設	遺跡説明板
		樹木、樹林、地被植物	
		展望台	
		埋設杭	基準点等
史跡指定地周辺	史跡等の周辺地域の環境を構成する諸要素	自然地形	尾根、丘陵先端の斜面等、樹木・樹林
		石造物	近世石造物
		園路等	丸太階段、手摺、道
		便益施設	ベンチ、テーブル
		説明・案内施設	遺跡説明板、各種説明板・標識
		公園施設	

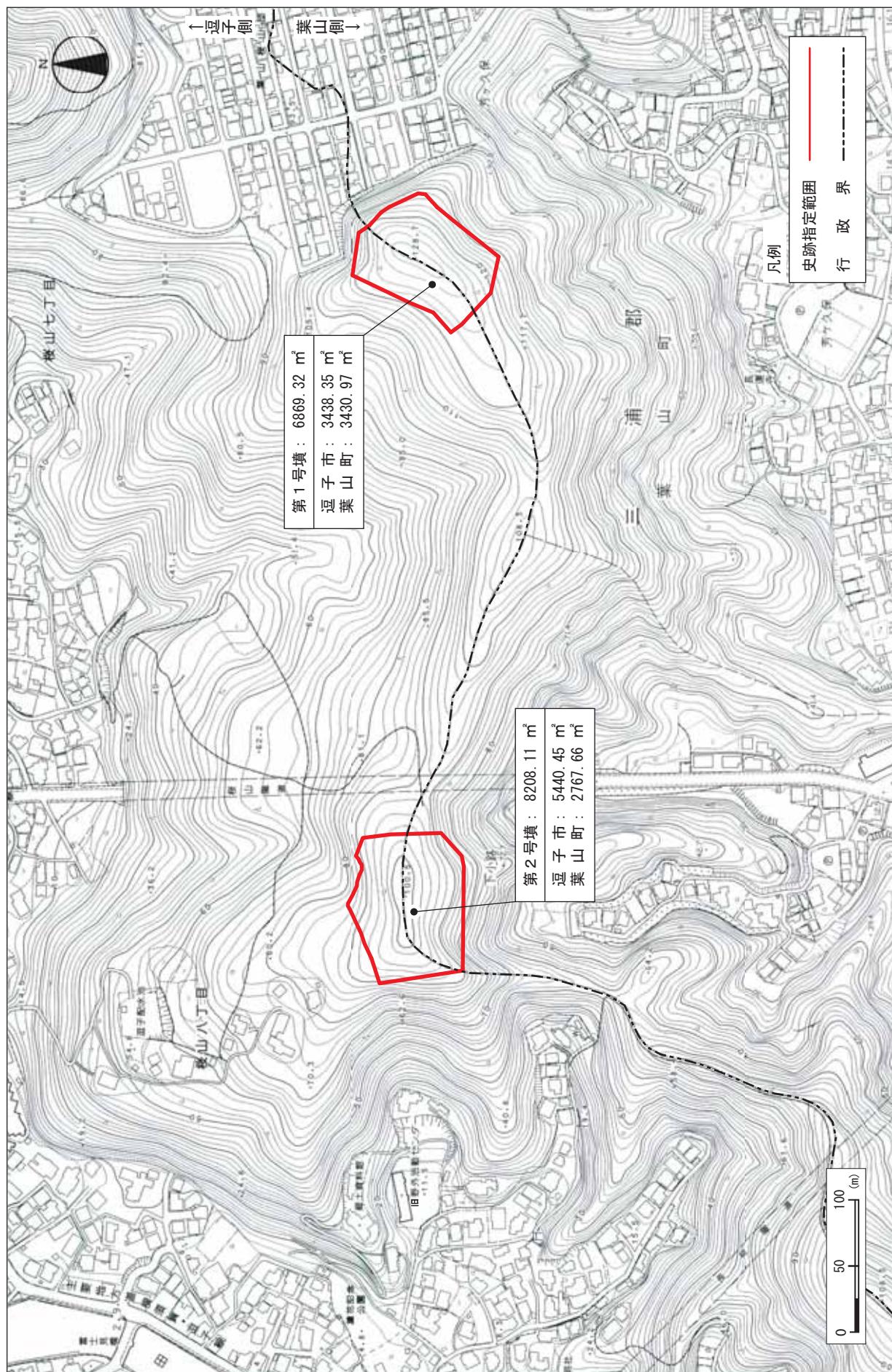


図10 史跡指定範囲図

4. 基本理念及び基本方針

長柄桜山古墳群は、海上交通の要衝に造られた大型の前方後円墳であり、長い歳月を経て受け継がれたかけがえのない文化遺産であると同時に、史跡の位置する丘陵は、都市近郊に残された貴重な緑地として豊かな自然環境を形成している。

以上のような状況をふまえ、長柄桜山古墳群の整備にあたっての基本理念と基本方針を次のように設定した。

（1）基本理念

史跡長柄桜山古墳群の保存を前提に、周囲の豊かな自然環境との調和を図りながら、人々が学び、集い、安らぎ憩う場として整備する。

（2）基本方針

1) 史跡の保存と顕在化

古墳の形を現在まで良好な状態で残していることを踏まえて、復元整備は行わず、豊かな自然環境との調和を図りながら史跡を確実に保存する。また、古墳の形や大きさを目で見て体感できるような整備を行う。

2) 古墳の歴史的特色の公開

発掘調査などによって得られた歴史的事実を学ぶことができるよう、現地での解説機能を充実させる。また、ホームページや書籍、パンフレット、シンポジウム等により、古墳の特色を積極的に発信する。

3) 古墳群周辺の環境と眺望

植生調査の結果をふまえ、所管各課や関連法令との調整を図りながら、古墳群が立地する環境を理解できるように枝払いや択伐を行い、眺望を確保する。

4) 施設整備の考え方

第1号墳と第2号墳を結ぶルートは、周辺環境を楽しみながら安全に歩けることを目的とした整備を行う。ガイダンス施設やトイレ等は、史跡指定地とその周辺の環境を考慮して、丘陵上には設けず、既存の施設を活用していく。なお、立地上の制約からバリアフリー化は難しいため、現況について十分な周知を図る。

5) 市民・町民参加の管理運営

市民・町民が整備、管理運営に参画できる仕組みづくりを行い、郷土の歴史文化に対する愛着を育む。

5. 全体計画

(1) ゾーニング

整備基本計画における整備等の対象範囲を、史跡指定地内と周辺の指定地外とにゾーニングし、全体計画を次のとおりとする。

1) 史跡指定地内

史跡指定地内を「遺構保存整備ゾーン」として位置づけ、遺構の保存を前提とした上で第1号墳と第2号墳の特徴を活かした整備を行う。

2) 史跡指定地外（古墳間の尾根道他、古墳群への動線）

古墳間の尾根道を「ふれあいゾーン」、公道から古墳群への動線及び滞留部分を「エントランスゾーン」として位置づけ、古墳群に関わる情報発信の環境を整えると同時に、自然と調和した安全な動線確保に努めた整備を行う。なお、「ふれあいゾーン」の範囲は、尾根道を中心に概ね5～10mの幅とする。

(2) 各整備ゾーンの現況と整備方針

各整備ゾーンの現況を踏まえた上で、各ゾーンの特徴をまとめた。

表4 現況のまとめ（史跡指定地内）

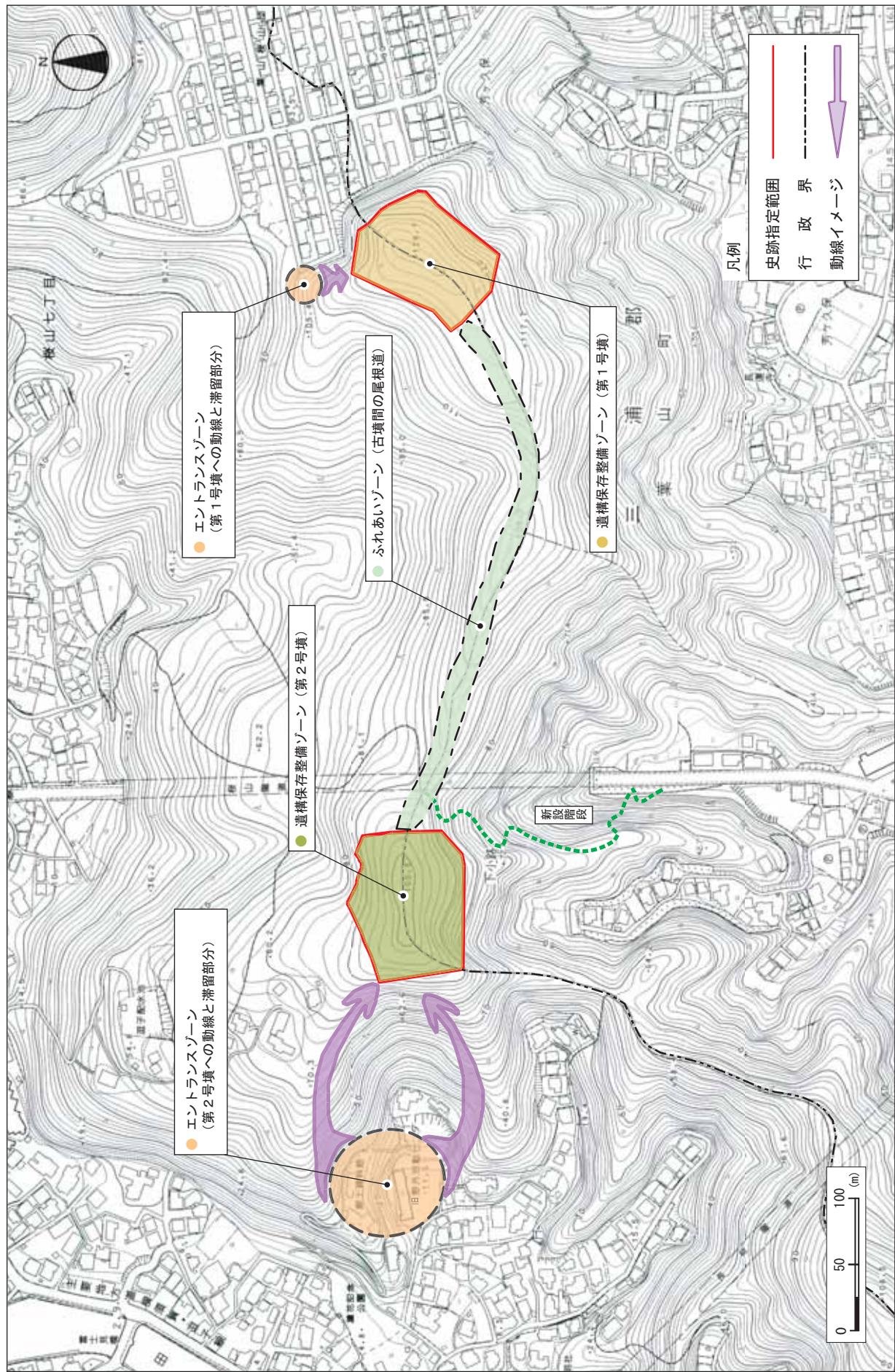
項目	区分	史跡指定地内（遺構保存整備ゾーン）	
		第1号墳	第2号墳
自然	地質	三浦層群逗子シルト岩層シルト岩砂岩互層（泥岩率90%以上）	
	植生※	尾根筋西側（逗子側）：コナラ群落 スギ・ヒノキ植林 スダジイ群落	尾根筋西側（逗子側）：コナラ群落 スダジイ群落
		尾根筋西側（葉山側）：コナラ群落 スギ・ヒノキ植林 スダジイ群落	尾根筋西側（逗子側）：コナラ群落 スダジイ群落
社会	都市計画	市街化調整区域及び近郊緑地保全区域	
	保安林等	東半（葉山側）が土砂流出防備保安林	西側（逗子側）の一部が保健保安林
			南側（葉山側）の一部が急傾斜地崩壊危険区域
	地目	保安林、山林、北側（後円部の一部）が宅地、一部市道	大半が山林、西側（前方部裾）一部が保安林、一部市道
歴史	墳丘構造	地山岩盤削り出し後、盛土	地山岩盤削り出し後、盛土？
	規模・形状	全長90m、前方部2段築成・後円部3段築成	全長88m、前方後円墳
	外表施設	葺石なし	葺石あり
	遺物	壺形埴輪・円筒埴輪・土師器	
	主体部	後円部墳頂に粘土榔一基	未調査
	立地、主軸	主軸は北東方向：尾根方向、丘陵頂部（標高127m）	主軸は東方向：尾根方向、丘陵頂部（標高100m）
	改変等	前方部両側面を削平	後円部上に塚状の高まりが存在
現状	導入・動線	葉桜団地から急斜面の階段路（比高差約30m） 団地からの導入部に溜りスペースなし 墳丘の西側に散策路	蘆花記念公園から急斜面の階段路（比高差約80m） 墳丘を縦断するように散策路
	工作物等	後円部北西の散策路沿いに木製ベンチ（老朽化） 後円部北西の墳裾外側に史跡名称標柱と説明版	前方部西端に木製展望台（老朽化） 後円部東の墳裾外側に史跡名称標柱と説明版
	崩落等	後円部東側に地すべりによる可能性のある地形	墳丘斜面で表土の流出による葺石の露出が進行 前方部前面と後円部北側（墳裾外側）に地すべりによる可能性のある地形
	古墳保護	墳頂部にき損等抑止のため、一部に保護ネットを設置	墳頂部にき損等抑止のため、一部に保護ネットを設置
	視界	逗子湾、東京湾	逗子湾～富士山
	関連部局等	逗子市教育委員会社会教育課・葉山町教育委員会生涯学習課	

表5 現況のまとめ（史跡指定地外）

項目	区分	史跡指定地外		
		ふれあいゾーン	エントランスゾーン	
対象地	古墳間の尾根道	蘆花記念公園から第2号墳	第1号墳から葉桜団地	
自然	地質	三浦層群逗子シルト岩層シルト岩砂岩互層（泥岩率90%以上）		
社会	植生	逗子側：スギ・ヒノキ植林	スダジイ群落 コナラ群落	
		葉山側：スダジイ群落 コナラ群落	スダジイ群落 コナラ群落	
歴史	都市計画	市街化調整区域及び 近郊緑地保全区域	斜面地：市街化調整区域及び 近郊緑地保全区域 平場：都市計画公園及び 第1種低層住居専用地域	
	保安林等	部分的に保安林	斜面地ほぼ全域が 保健保安林	
	地目	道路（市）、 隣接地は山林・保安林他	道路（市）、 隣接地は山林・保安林・公園 他	
現状	遺構、 遺物・他	散策路脇に石碑1基 (江戸時代)		
現状	動線・路面 の状況	起伏が少なく、 比較的歩きやすい地道	急斜面の階段道 一部表土が流出し、泥岩層が 露出して滑りやすい	
	樹木、 地被類	日当たりのよい場所は下草、特にツル草が繁殖	散策路にかかる枯損木、倒木 は除去。	
		散策路にかかる枯損木、倒木は 除去。	散策路にかかる枯損木、倒木 は除去。	
	説明施設等	古墳案内板（距離を示す） 保安林看板（神奈川県） 火気厳禁（逗子市）	保安林看板（神奈川県） 火気厳禁（逗子市） 樹名板、古墳案内板	
	管理施設	なし	ロープ柵（眺望点、民地境界）老朽化したベンチあり	
	眺望点	葉山町側を見下ろす眺望点	逗子湾を見る眺望点	
関連部局等	逗子市経済観光課	逗子市緑政課、都市整備課	逗子市緑政課	

表6 整備方針

	史跡指定地内		史跡指定地外	
区分	遺構保存整備ゾーン		ふれあいゾーン	エントランスゾーン
対象地	第1号墳	第2号墳	古墳間の尾根道	蘆花記念公園～第2号墳 ～第1号墳
テーマ	遺構の保護を前提に、自然環境との調和を図りながら、墳丘に上り、前方後円墳の形が理解できる整備を行う。	遺構の保護を前提に、自然環境との調和を図りながら、墳丘に上り、相模湾を望む立地が理解できる整備を行う。	歴史と自然を楽しめる安全な道づくり	最新情報の発信（更新）と起点機能の強化
整備方針	1. 自然環境との調和を図りつつ、遺構のき損を防ぐための方法を検討する。 2. 墳丘保護のために浸食防止の工法を検討する。 3. 墳頂部は埴輪列や主体部の保護を目的に補強盛土を行い、主体部の範囲を表示する。 4. 前方後円墳の形状の顕在化を図り、調査で得られた情報を現地に表示する。	1. 自然環境との調和を図りつつ、遺構のき損を防ぐための方法を検討する。 2. 墳丘保護の方法は、発掘調査の結果を踏まえて検討する。 3. 墳丘上の展望台は、撤去する。	1. 移動の妨げになる樹木（倒木、枯木）の伐採を行う。 2. 植生調査の結果等をふまえつつ、眺望の良い場所の枝打ちや択伐を行う。	1. 来訪者への安全に配慮した整備を行う。 2. 最新の調査研究成果をもとにした説明板及び史跡の位置や周辺の施設配置を示した案内板を設置する。 3. 腐朽の激しい既存の丸太階段やベンチについては、適宜修理を行う。 4. 眺望の良い場所を選定し、枝打ちや択伐を行う。
備考			所有者・管理者と協議し、了解を得た上で実施を検討する。	



6. 個別計画

(1) 調査計画

第1号墳については、整備基本計画策定に先立つ発掘調査で、墳丘構造や埋葬施設の位置等が判明しているが、第2号墳については、指定前に試掘調査、範囲確認調査が実施されているのみで、詳細は不明である。今後、第2号墳の整備を行うにあたっては、第1号墳同様に発掘調査を実施し、整備に必要な情報を収集する。

第2号墳の発掘調査

ア. 調査の目的

本調査は、以下の諸点を解明するために古墳の発掘調査を実施し、得られた成果を史跡整備に生かすことを目的とする。

- (1) 墳丘の現況（墳丘の変形状況）を把握し、後世の改変が墳丘の保存にどう影響を及ぼしているのかを追求する。
- (2) 築造当初の古墳の規模、形態、構造（周溝の有無、葺石の配列状況）の詳細を明らかにし、整備にあたって必要となる情報を収集する。
- (3) 埋葬施設の位置、種類、数量、損傷の有無を明らかにし、整備にあたって必要となる情報を収集する。

イ. 調査対象地

第2号墳の史跡指定地 8,208.11 m²のうち、約 626 m²を対象に、トレンチ及び面的な発掘調査を併用して実施する（図 12）。なお、調査対象地が前条の目的を果たすのに十分でないことが明らかとなった場合、国指定史跡長柄桜山古墳群整備委員会（平成 23 年度以降設置予定。以下「整備委員会」という。）の指導・助言のもと、隨時見直しを図ることとする。

ウ. 調査期間

都合 6 年次かけて発掘調査を実施し、現地調査終了の翌年度に出土品整理、翌々年度に発掘調査報告書を刊行する。

エ. 調査体制

発掘調査は、逗子市教育委員会と葉山町教育委員会が、文化庁、神奈川県教育委員会及び整備委員会の指導のもとに実施する。

オ. 調査方針

- (1) 調査は、遺構の状況把握のために必要不可欠な程度にとどめることを前提とする。
- (2) 調査は、原則として墳丘面の確認までとする。
- (3) 古代以降の遺構が確認され、それが当初の調査目的を達成する上で明らかに支障となる場合は、整備委員会等の指導助言のもと、その内容・状況に応じて記録保存により墳丘面までの調査を進める。

- (4) 花粉分析、土壤分析、土壤の年代測定、植物遺体の樹種同定及び放射性炭素年代測定などの理化学的分析については、有効と考えられる場合は適切に試料を採取し、実施する。
- (5) 墳丘堆積土中に流れ込んでいると判断される遺物については、原則として出土位置を記録した上で取り上げる。原位置を保つ遺物については取り上げを行わず、必要な記録を取り、埋め戻し保存する。
- (6) 原位置を保つ遺物の中で、保存状態が脆弱で調査後の埋め戻しに耐えられないと判断されるものや、重要遺物などは、整備委員会等の指導・助言を仰ぎ、的確に状況を判断した上で遺物の取り上げの是非を決定する。
- (7) 調査休止時（夜間等）は遺構やセクション面等が損傷しないよう簡易的な保護措置を常時とる。
- (8) 調査期間中は現地説明会の開催など、積極的な普及啓発を図る。
- (9) 調査後は速やかに埋め戻し作業を行い、保存を図る。その際遺構、遺物が損傷しないよう十分留意する。

カ. 発掘作業工程

- (1) 発掘調査着手前の作業と調査準備
- ア 発掘調査対象地の草刈り等、調査環境の整備
 - イ 測量基準点の設置
- (2) 発掘調査
- ア 第7次～第10次 墳丘調査
 - (ア) 調査区の設定
 - (イ) 必要に応じて範囲確認調査区の再掘、土層図の検討
 - (ウ) 表土掘削
 - (エ) 墳丘面、葺石の検出
 - (オ) 損傷部の精査
 - (カ) 整備委員会の開催
 - (キ) 現地説明会の開催と調査成果の公表
 - (ク) 写真撮影と平面・断面実測の作成
 - (ケ) 埋め戻し作業
 - (コ) 調査終了に伴う撤収作業
 - イ 第11次～第12次 墳頂部調査
 - (ア) 調査区の設定
土層観察用ベルトと小地区の設定
 - (イ) 表土掘削
 - (ウ) 墳輪配列状況の確認
 - (エ) 墓壙堀込み面の確認調査
盜掘坑の有無を確認する。排土は篩いにかけて微細な遺物を精査する。
 - (オ) 整備委員会の開催

- (カ) 現地説明会の開催と調査成果の公表
- (キ) 写真撮影と平面実測・測量図の作成
- (ク) 埋め戻し作業
- (ケ) 調査終了に伴う撤収作業

キ. 整理等作業の基本方針

基礎整理作業は、各年度の調査終了後速やかに行い、調査成果の公開・活用に努める。総合的な整理等作業は発掘調査完了後に行い、発掘調査報告書を刊行する。総合的な整理等作業を実施するまでの期間は、逗子市教育委員会及び葉山町教育委員会がそれぞれ実施した箇所の出土品及び記録類を適切な場所に保管する。

ク. 年次計画

本調査は複数年にわたるため、以下に年次計画を示す。

(1) 第7次～第10次（墳丘形状、段築の有無、葺石敷設状況の把握）

第7次（調査第1年次） 1トレンチ、2トレンチ、3トレンチ（約134m²）

第8次（調査第2年次） 4トレンチ、5トレンチ、6トレンチ、7トレンチ
(約54m²)

第9次（調査第3年次） 8トレンチ、9トレンチ（約98m²）

第10次（調査第4年次） 10トレンチ、11トレンチ（約98m²）

(2) 第11次～第12次（埋葬施設・埴輪配列状況の確認）

第11次（調査第5年次） 12トレンチ（約88m²）

第12次（調査第6年次） 13トレンチ（約154m²）

(3) 出土品整理・報告書刊行

出土品整理作業（調査第7年次）

発掘調査報告書の刊行（調査第8年次）

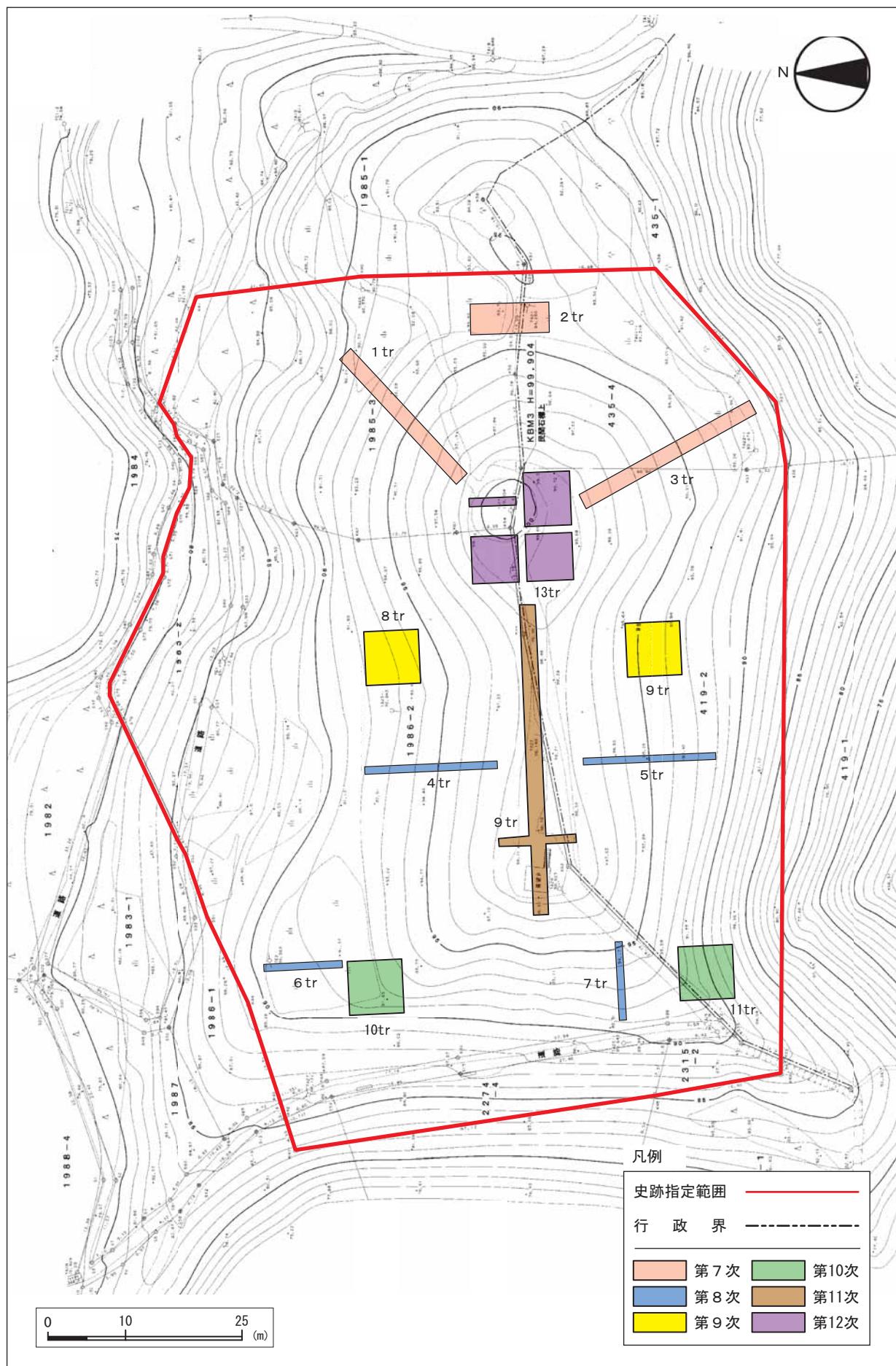


図12 第2号墳 発掘調査計画図

(2) 遺構保存計画

長柄桜山古墳群では、復元整備など現況に大きく手を加えるような整備は行わず、墳丘形状の顕在化を図り、前方後円墳であることが理解できるように墳丘に上ることを整備の方針としている。整備の方針に基づき遺構を確実に保存するためには、墳丘表面を覆う堆積土が薄いため、墳丘に上ることで覆土や墳丘盛土が流出すること、また盗掘や踏圧により主体部や埴輪が損壊することを防止するものでなければならない。しかしながら同時に、史跡が尾根筋に位置し、接道していないため重機による施工は困難であるという条件もふまえて、保存方法を検討した。

1) 第1号墳の保存

ア. 墳頂部の保存

地被類を除却し軟弱な表土を鋤き取った後、ジオグリッド（ポリエステル繊維を格子状にした耐久性のあるシート）等の盛土補強材を敷設し、その上に保護盛土を施す。

墳丘への過荷重を避けるため、盛土や締め固めは人力で行う。安定した盛土地盤確保のため、盛土には改良土（粘性土に石灰等を混合し、強度と安定性を高めたもの）を使用し、1層当たりの締め固め厚10cm以内で2層以上施す。

墳頂部の表面仕上げは、歩行や降雨による磨耗やき損が生じず、緑豊かな景観との調和が図れる自然素材を用いることが望ましく、施工性や雨水の浸透等を考慮し、土系舗装とする。

なお、墳頂部を通行するのは人のみであるため、舗装の下地は路盤10cm程度のみとする。

イ. 墳丘斜面、テラスの保存

墳頂部と同様に保護盛土が必要だが、墳丘表層土がきわめて薄く、段切り等の整地を行つて盛土を安定させることは難しいため、連続繊維複合補強土工（砂質土とポリエステル繊維を混合させて斜面に吹き付ける工法）等による墳丘斜面とテラスの保護を図る。この工法では墳丘に直接アンカー等を打込む必要があるが、テラス面の埴輪列や墳丘斜面の葺石は確認されていないため、地下に埋蔵されている遺構、遺物を損壊する可能性は低い。施工にあたっては、墳丘に与える影響が少なくなるよう配慮する。

墳丘斜面には、保護盛土の流出を防止し、動線以外への来訪者の立入りを抑制することを目的として植栽する。植栽の種類は、根が地中深く入り込まないため遺構に負荷を与える可能性が低く、また草丈が長大にならないコグマザサとする。

2) 第2号墳の保存

第2号墳についても、第1号墳と同様の保存方法を想定しているが、整備を行うにあたっては発掘調査の結果を踏まえて検討する。第2号墳では、第1号墳には見られない葺石が墳丘斜面に敷設されている。崩落等により原位置を保っていない葺石も、現状のまま保護盛土を施す方針だが、具体的な方法については発掘調査により葺石の遺存状況を確認し、その結果に基づいて検討する。

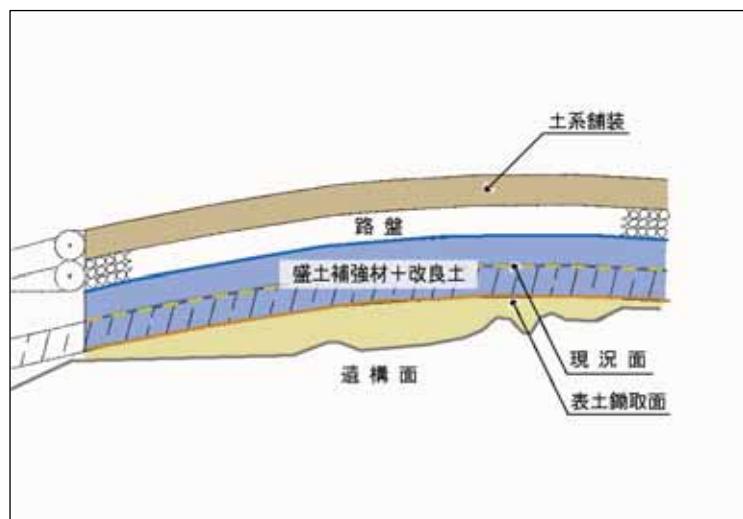


図13 遺構保存計画模式図（墳頂部）

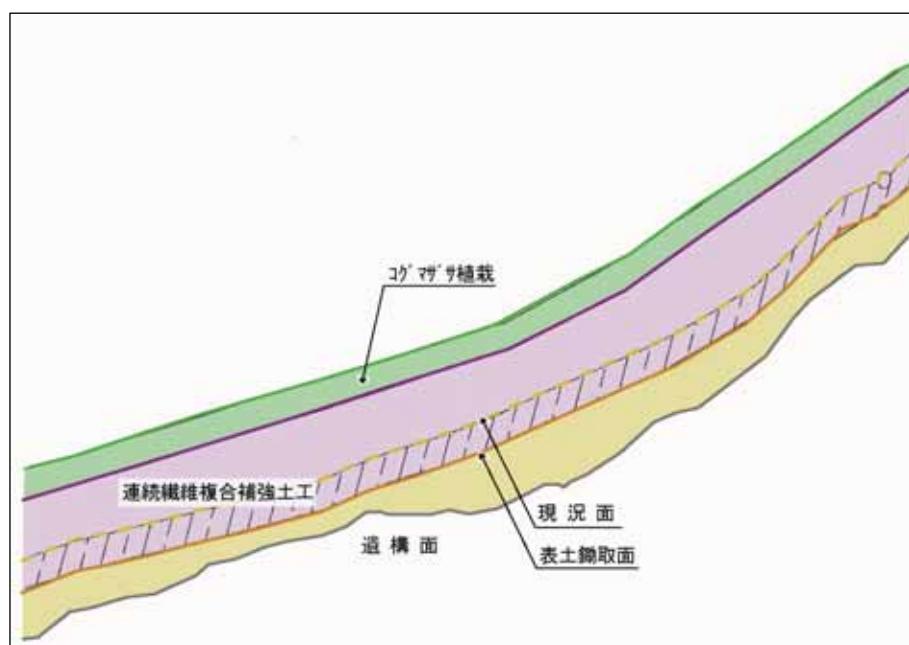


図14 遺構保存計画模式図（墳丘斜面）

(3) 遺構表示計画

発掘調査によって確認された遺構の表示については、検出状況に基づいた具体的でわかりやすい方法とする。

1) 第1号墳の遺構表示

発掘調査により、後円部墳頂部の陥没坑直下に粘土櫛を有する主体部が1基存在すること、後円部墳頂部の縁辺部に埴輪列が存在すること、また、墳丘斜面上に後円部で三段、前方部二段の段築が施されていたこと等が確認された。そのため、第1号墳で表示対象とする遺構は、主体部、埴輪列、段築テラスとする。

ア. 主体部の表示

後円部墳頂部で確認された主体部は、遺構の保護の観点から内部の調査を行っていないが、確認された陥没坑からおよその位置、形態は推測できる。従って、主体部の遺構表示は、陥没坑を平面表示するに留める。表示方法は擬土等を埋め込むことで周囲と色調を変えることにより表現する。

イ. 墓輪列の表示

後円部墳頂部の縁辺で埴輪列が確認されたが、明らかとなったのはその一部に留まっている上、個々の埴輪の全形が不明である。従って、遺構表示にあたっては、埴輪の基部を模式的に示す輪状の擬土を埋め込むことにより、発掘調査で検出された5個体分の埴輪の位置を平面表示する。

ウ. 段築テラスの表示

第1号墳では、後円部で三段、前方部で二段の段築が施されていることが確認された。しかし、改変等により、墳丘全体をどのようにテラスが巡っていたのかは詳らかになっていない。そのため、遺構表示にあたっては、盛土により明瞭な平坦面を造成するのではなく、テラスの存在が確認された墳丘斜面に植栽を行わない空白帯を設けるなどして表現する。

2) 第2号墳の遺構表示

第2号墳については、今後行う発掘調査の結果を踏まえて検討する。葺石についても保存を前提とするが、発掘調査により遺存状態を確認した上で、適切な遺構表示の方法を検討する。

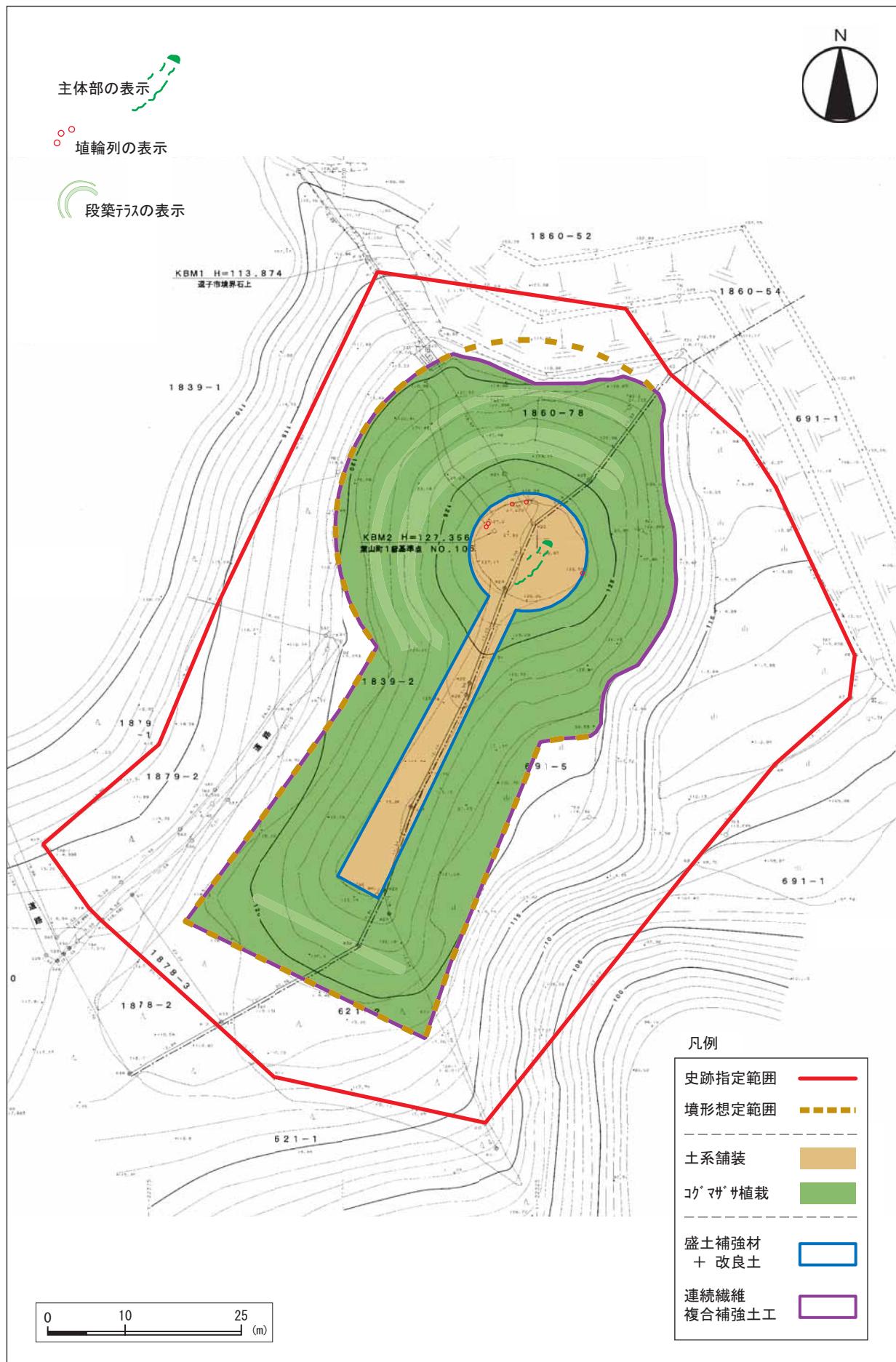


図15 第1号墳 遺構保存・表示計画図



(4) 環境保全計画

1) 地形保全計画

第1号墳、第2号墳とともに丘陵の尾根上に立地し、墳丘両側面が急傾斜となっていることから、地すべり等による崩落が懸念されたが、地質調査の結果、地盤は安定しており、緊急の対策を必要とするような危険性はないことが確認された。従って、遺構保存計画に基づく必要最小限の盛土以外に、地形保全のための大規模な切土、盛土を伴う造成は行わないものとする。

排水については、平成15年度の基本構想策定に伴う崩落対策調査の際に、表流排水の必要性が示されたが、現状では水が溜まる地点は認められず、現在の地形等の環境においても十分な排水機能を有すると思われる。しかし、表流水等による浸食を防ぐため、墳丘においては保水性、水はけを考慮した素材、工法により盛土を施すこととし、墳丘外についても自生の地被植物等で被覆するなど、裸地のまま放置しないよう考慮する。

2) 修景植栽計画

史跡指定地内の樹木は、遺構を攪乱・き損する恐れがあるため、本来除却することが望ましい。一方、指定地とその周辺は、豊かな自然を残して良好な環境を形成しており、史跡と自然環境との調和が求められている。従って、古墳の保護を前提としつつ、二つの価値を共存させるため、指定地内を区分し、それぞれ樹木の取り扱いを検討した。

ア. 第1号墳の修景植栽

(ア) 整備の方針

自然環境との調和を図りつつ、遺構のき損を防止する。

(イ) 現状

- a 現在、第1号墳の史跡指定地内の樹木は約800本あり、そのうち約350本が墳丘上に存在する。
- b 墳丘覆土が極めて薄いため、樹根が墳丘や埴輪列などの遺構に影響を及ぼす可能性が高い。
- c 指定地の葉山側（長柄字芳ヶ久保691-5）は土砂流出防備保安林及び保健保安林に指定されており、樹木の伐採に制限が加えられている。
- d 指定地の過半が『神奈川県レッドデータ生物調査報告書』（神奈川県生命の森・地球博物館 2006）で植物群落のレッドリストに掲載されているスダジイ群落とコナラ群落であることが確認されている。
- e 指定地内で、同じくレッドリストに掲載されているエビネの他、重要種と考えられる腐生ランの一種が確認されている。

(ウ) 計画

- a 史跡指定地内の枯損木、危険樹木はすべて伐採する。
- b 区域①は、前方部西隅角から墳丘全体を見渡せるビューポイントの確保及び園路としての機能を有することから、樹木は原則すべて伐採する。
- c 区域②は、墳丘外縁の斜面地に当たるため、現在の樹木を残していくが、逗子湾や市街地を眺望できるように、必要な範囲で枝打ちを行う。
- d 区域③は、保安林指定がかかっていることや、重要種でありかつ移植が困難な腐生ランの一種が発見されていることから、現在の樹木を残しながら適切な管理を行う。
- e 区域④は、周辺の自然環境との調和を図りながら、墳丘形状を目視で確認できるように樹木を選択して伐採を行う。樹木の選択に当たっては、原則として近年の植林によるスギ・ヒノキ等を伐採対象とするほか、スダジイ群落、コナラ群落についても、樹根の伸張等により遺構保存上の妨げとなるもの等を伐採し、現存する高木層（概ね10～12m以上）は可能な範囲で残す。また、墳頂部上からの眺望を確保するため、必要な範囲で枝打ちを行う。
- f 区域⑤は、埴輪列の保護及び墳頂部上からの眺望を確保するため、すべて伐採する。

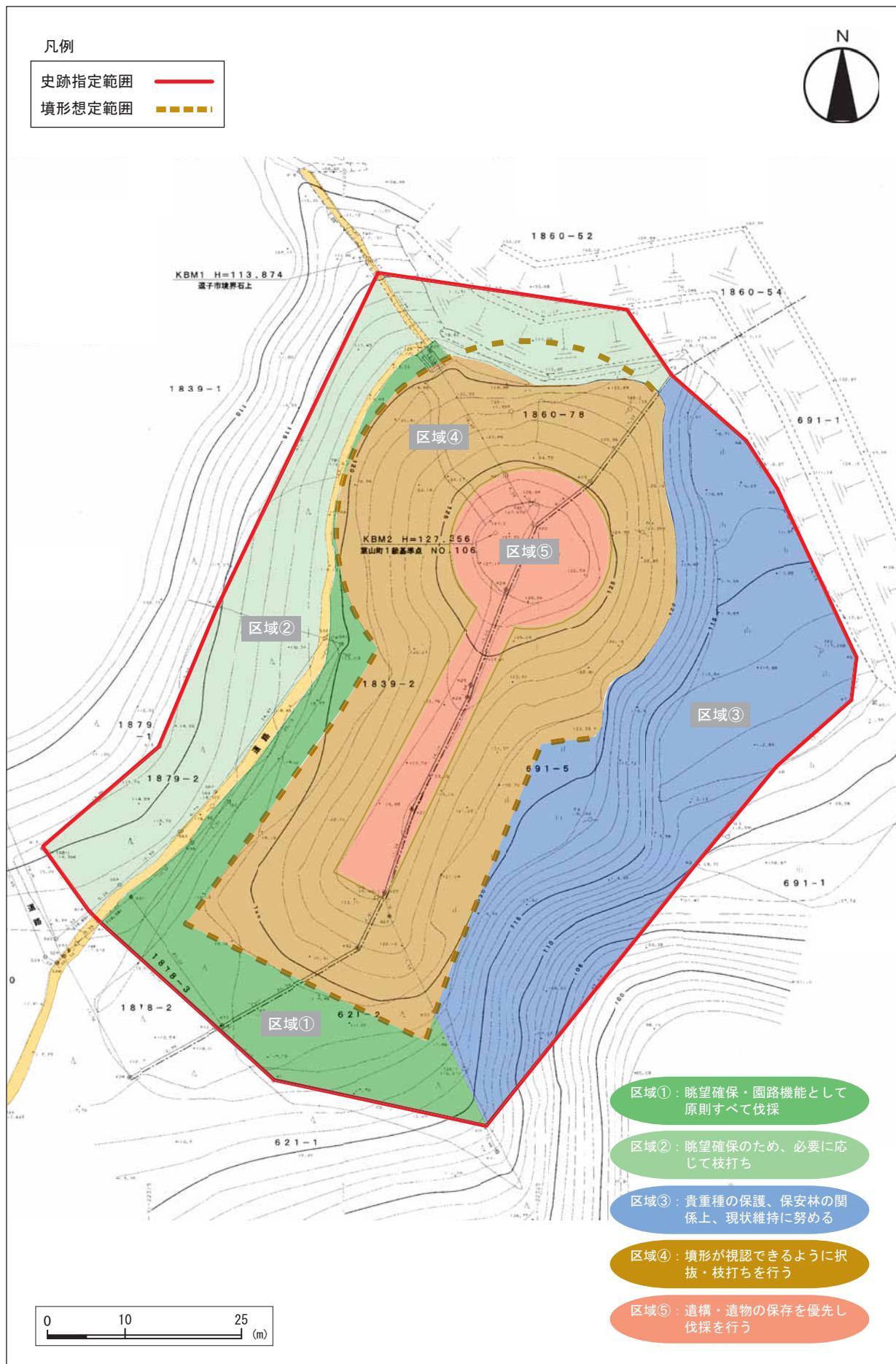


図17 第1号墳 修景計画図

イ. 第2号墳の修景植栽

(ア) 整備の方針

自然環境との調和を図りつつ、遺構のき損を防止する。

(イ) 現 状

- a 現在、第2号墳の史跡指定地内の樹木は約760本存在する。
- b 第1号墳同様、墳丘覆土が薄く、樹根により墳丘や葺石などの遺構に影響を及ぼす可能性が高い。
- c 指定地の葉山側の一部（長柄字下小路419-2）は急傾斜崩壊危険区域に、指定地の逗子側の一部（桜山8丁目2274-4）は保健保安林に指定されている。
- d 指定地内のほぼ全域が植物群落のレッドリストに掲載されているスダジイ群落とコナラ群落であることが確認されている。また、ヤマザクラやオオシマザクラ、ムラサキシキブなど花や果実を楽しめる樹種も認められる。
- e 指定地内でレッドリストに掲載されているエビネが確認されている。
- f 前方部墳頂部には史跡指定前に設置された展望台が存在するが、老朽化している。

(ウ) 計 画

- a 史跡指定地内の枯損木、危険樹木はすべて伐採する。
- b 区域①は、保健保安林に指定されていることや花や果実を楽しめる樹種もみられると同時に、墳頂部から逗子湾を見下ろすことができる絶好の場所であることから、現在の樹木を残しつつ、必要な範囲で枝打ちを行う。
- c 区域②は、墳丘外縁の斜面地に当たるため、現在の樹木を残していくが、逗子湾や市街地を眺望できるように、必要な範囲で枝打ちを行う。
- d 区域③は、周辺の自然環境との調和を図りながら、墳丘形状を目視で確認できるよう樹木を選択して伐採を行う。区域③の詳細は、発掘調査の結果をまって改めて検討する。
- e 展望台は、遺構保護及び墳丘を視認する上で支障となるため、解体撤去する。眺望に関しては、樹木の枝打ち等で視野を確保し、展望のために新たな施設は建設しない。

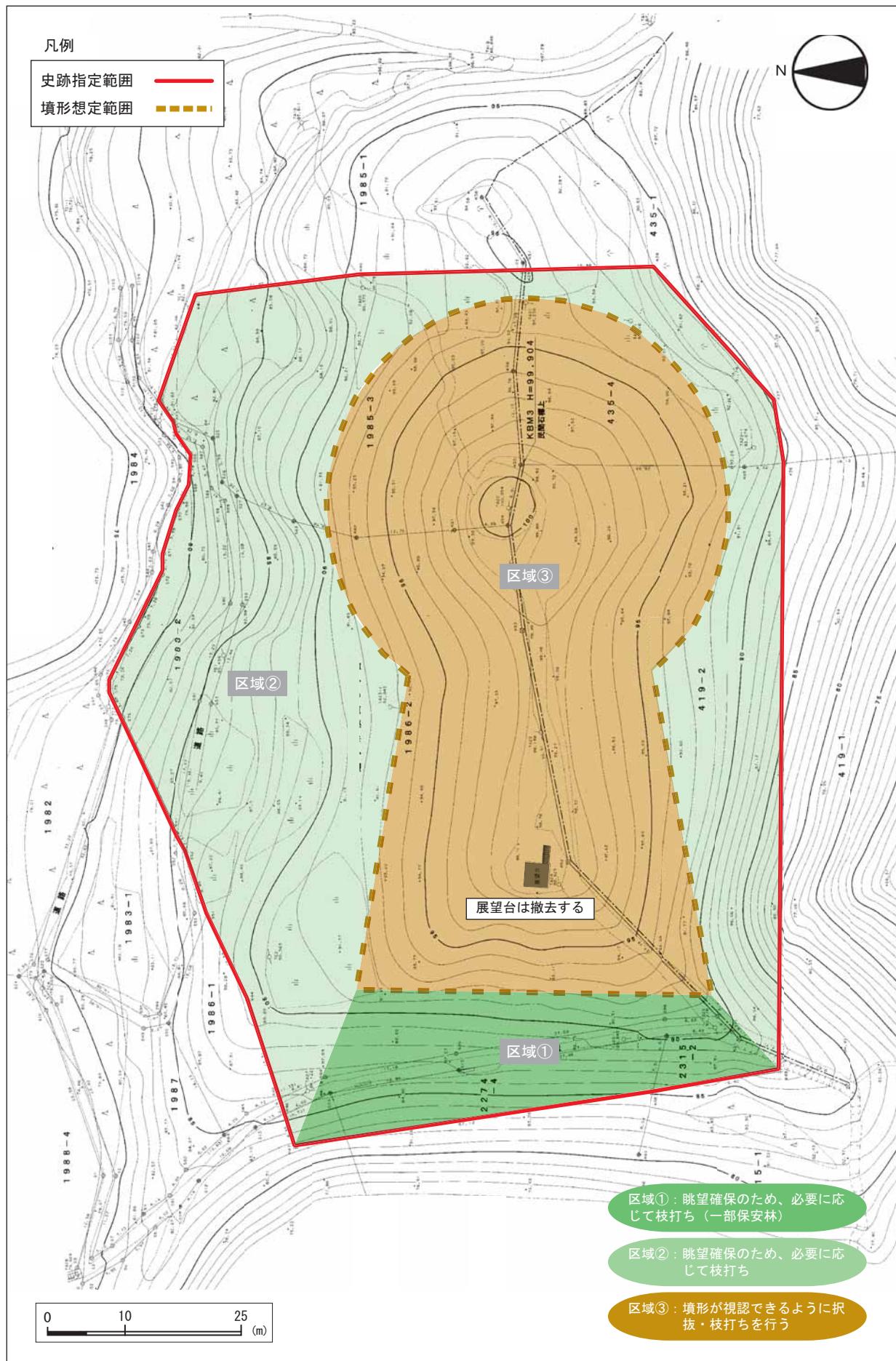


図18 第2号墳 修景計画図

(5) 活用施設計画

長柄桜山古墳群の来訪者については、アクセスが公共交通機関の利用及び徒歩によらざるを得ないことに加え、閑静な住宅地に近接した豊かな緑地帯という周辺環境も考慮すると、大人数の団体等を想定することは難しい。従って、主な来訪者は、市民町民のほか、県内各地から豊かな自然環境の中で歴史を体感しようと訪れる個人もしくは少人数単位と想定し、活用施設計画を検討した。

1) ガイダンス施設計画

史跡や、それが属する時代の歴史や文化を学習するための補完的建築施設であるガイダンス施設については、指定地の隣接地に設置することが望ましいが、長柄桜山古墳群の場合、立地する丘陵上に設置場所を求めるることは困難である。丘陵下の逗子市蘆花記念公園内についても、道路の幅員等を考慮すると現実的には難しい。同公園内には、徳川家第16代家達の別邸を用いた逗子市郷土資料館や、国登録有形文化財「旧脇村家住宅主屋」があり、いずれも海浜部の近代別荘建築遺構として、当地の歴史的景観を形成する重要な要素であるが、立地や構造等の問題から、本史跡の活用施設計画の中に積極的に位置づけることは難しい。

従って、本史跡におけるガイダンス施設の設置については、中長期的な課題とし、動線を考慮した案内・解説施設を充実させるほか、パンフレット（紙）以外にもパソコンや携帯電話等の多様なメディアを利用して、より多くの情報を提供することとする。

2) 便益施設計画

現在、長柄桜山古墳群の周辺にある便益施設はベンチのみであり、丘陵下の逗子市蘆花記念公園内に便所、休憩所が、六代御前の墓伝説地付近に便所が設置されている。

ア. 便所

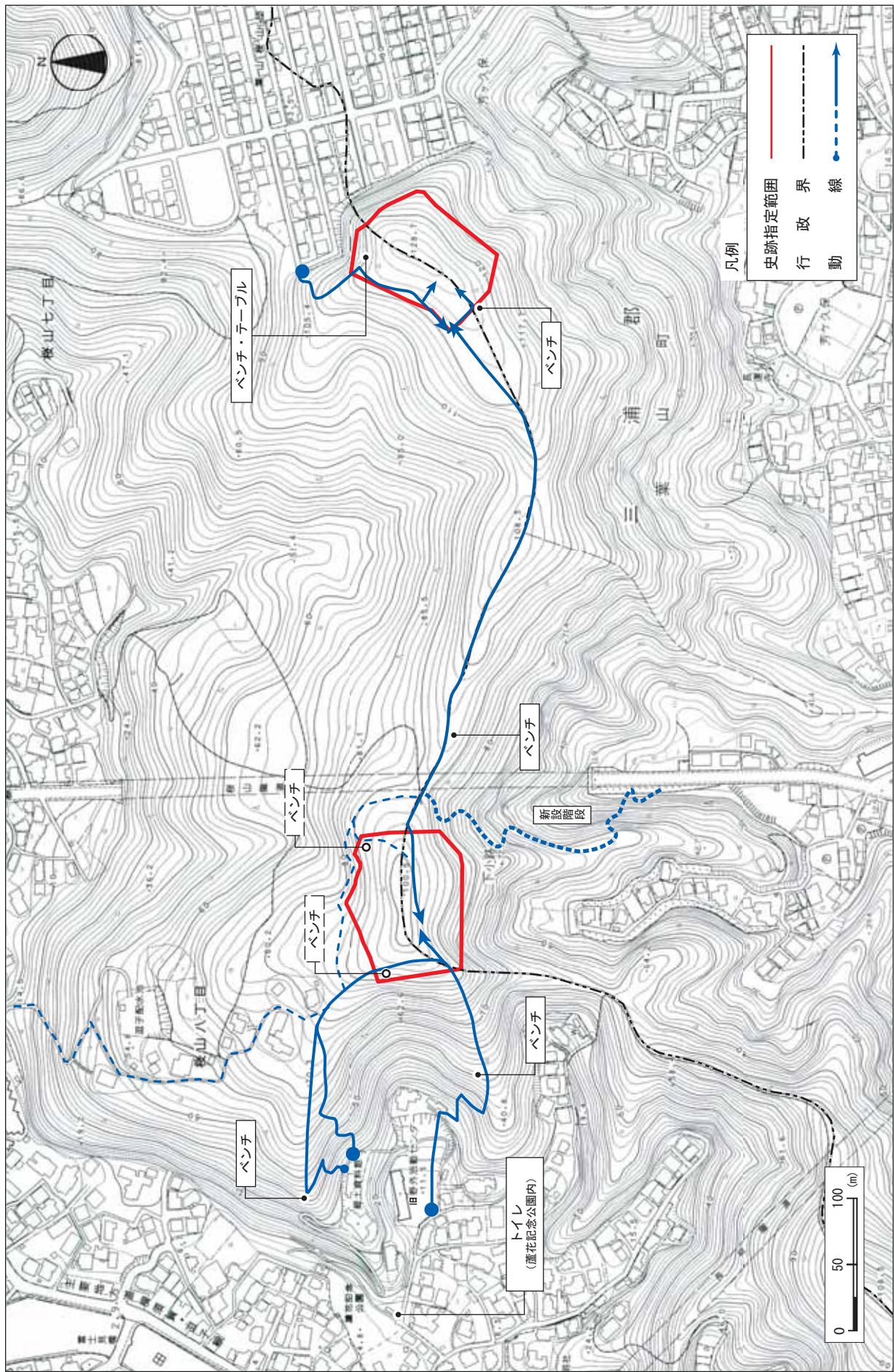
現在、蘆花記念公園側から史跡を訪れる場合は、事前に公園内の便所を利用することが可能であるが、葉桜住宅側から訪れる場合、尾根を通って最終地点に下りるまで、約30～40分の間は便所がない。葉桜住宅側のエントランスゾーンに便所があることが望ましいが、住宅地に隣接しているため、近隣住民の了解が大前提であり、その意向に十分配慮すべきである。また、史跡指定地を含む尾根筋には、上下水道や電気等の基盤整備が現実的に困難であるため、それらを必要とする便所を設置することは難しい。

新たな便所設置は、ガイダンス施設と同様、中長期的な観点で判断することとし、当面はホームページやパンフレット等で最寄りの設置場所を明記するとともに、逗子駅など現地への交通・アクセスの起点となるところにも案内を充実させることで対応を図ることとする。

イ. 休憩施設

休憩施設としては、ベンチ・テーブル等の小規模なものを対象とし、動線の要所のうち、比較的平らな場所で安全が確保され、史跡や周囲の景観を楽しめる場所、また適度に日差しが遮られる場所等に配置する。

図19 便益施設配置計画図



3) 野外解説・展示施設計画

来訪者が目指す地点に適切に誘導する案内板や、史跡の全体もしくは個別の遺構の内容に関する情報を提供する説明板など、野外解説・展示施設が担う役割は大きい。

野外解説・展示施設の設置は図 のとおりとし、これにルート案内（道標等）を適切な場所に設置するものとする。なお、古墳の立地する丘陵を遠望することができる主要なポイントやアクセスの起点等にも、案内・説明板等を設置できるよう、関係機関等と調整する。

ア. 案内板

(ア) 総合案内板（第 20 図凡例②-a）

尾根筋全体の案内のほか、史跡全体の内容について説明する。

(イ) ルート案内

各ルートの分岐点に設置し、現在地、各施設、眺望点等を位置図に示す。

イ. 説明板

(ア) 第 1 号墳、第 2 号墳及び個別の遺構等の内容について説明する（第 20 図凡例①-a）。

例) 墳丘の規模・構造、主体部、埴輪、葺石

(イ) 自然等の解説（第 20 図凡例①-b）

例) 絶滅危惧種群落（レッドデータ）、樹種、樹名や開花・結実時期等の情報

(ウ) 眺望に関する解説（第 20 図凡例①-c）

例) 古墳から眺望できる景色の方向と解説

ウ. 案内・説明板等の仕様について

(ア) 設置場所の状況や条件に則しつつ、全体としての統一感を図る。

(イ) 誰にでも分かりやすく、利用しやすいものとする。

例) 複数言語や点字を併記

(ウ) 訪れた人が最新の情報を入手できるようにする。

例) パンフレットボックスの設置、QR コードの活用

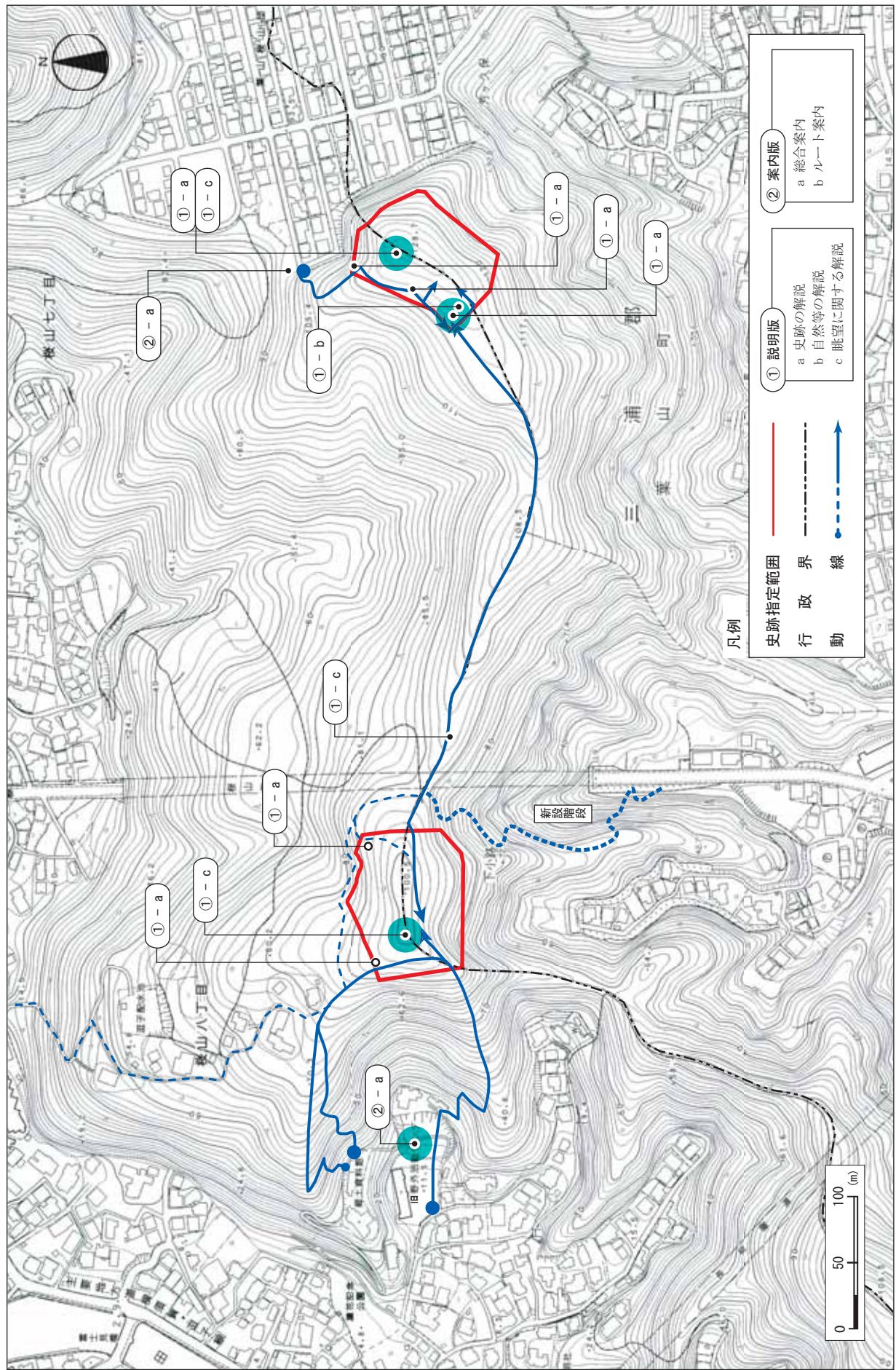


図20 案内施設配置計画図

(6) 園路計画

園路は、できる限り土地の改変を控えることを前提とし、史跡指定地内においては、発掘調査で遺構の状況が確認されている範囲のうち、墳丘展望時に支障とならない場所に配置するよう検討した。

1) 第1号墳の園路計画

第1号墳周辺の既存の道としては、葉桜住宅から急斜面を登ってきた道が史跡指定地北西部へ続き、ここから後円部に上る道と墳裾に沿って第2号墳側に向かう道に分かれる。

後円部へ上る道は、見学者の通行等により表土が流出して裸地化が著しいため、現在は立入禁止としているが、整備の方針に則り、適切な場所から墳丘に上ることができるようとする。

ア. 墳丘周囲

- ・墳丘外側の園路は、古墳の西側墳裾に沿って南北に走る既存の道が第1号墳と第2号墳を結ぶふれあいロードの一部となっているため、これを引き続き利用する。
- ・墳丘西側墳裾と園路の間の段差地形は、概ね古墳築造当初の地形と考えられることから、切盛土などの改変は加えず、西側墳裾を歩けるよう、新たに園路を設ける。
- ・園路表層の仕上げは、墳丘を際立たせるため、現状をそのまま残すか、もしくは外観が地道と類似した土系舗装等とし、その部分のみが突出せず自然に近い仕上げとする。
- ・くびれ部付近の比較的緩やかな勾配の部分に滞留可能なスペースを設ける。

イ. 墳丘斜面

- ・来訪者が墳丘を安全に上り下りできるよう、階段を設置する。
- ・階段は、墳丘を眺望する際に視覚的な支障となりにくく、かつ墳丘に与える影響が少ない前方部側面西側（6トレンチ付近）と前方部前面（14トレンチ付近）に設置する。

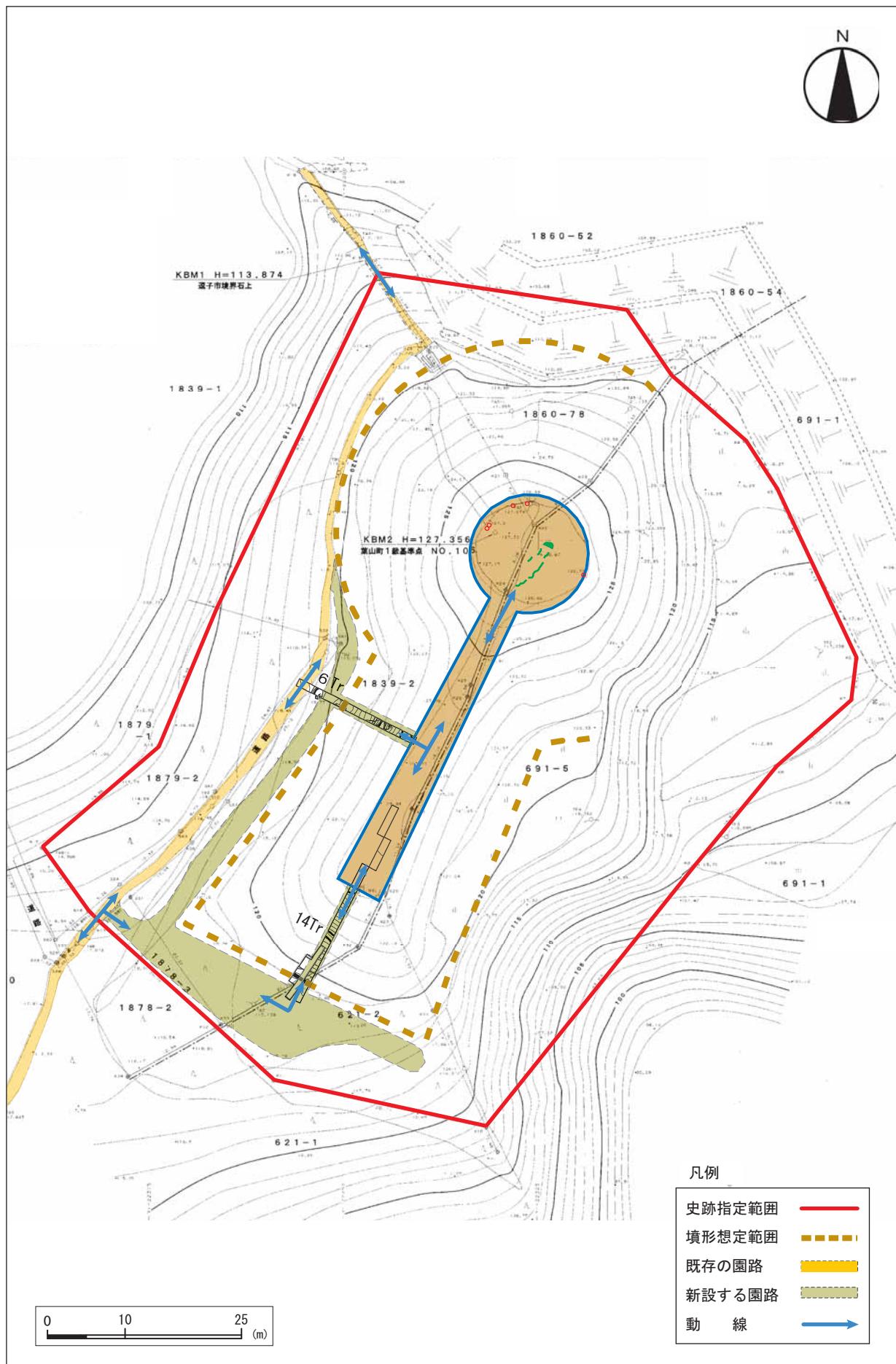


図21 第1号墳 園路計画図

2) 第2号墳の園路計画

第2号墳の園路は、基本的には第1号墳同様、発掘調査で遺構の状況が確認されたところ、景観上、活用上の利便性が高い位置等に配置するが、今後の発掘調査結果を踏まえて再度検討を行う。

3) 階段の構造

墳丘に設置する階段の構造は、墳丘の保護及び景観に配慮しつつ、墳丘表面（整備面）から突出しないものとする。階段の素材は、耐久性・安全性・維持管理のしやすさ等も考慮して決定するものとする。

ア. 墳丘範囲内

- 両端にコンクリート等の基礎を設置し、そこからアンカーを出し横木（丸太）を止める階段とする。
- 墳丘の眺望を考慮し、手摺は付けない。

イ. 墳丘外（史跡指定地内）

- 防腐処理を施した木杭あるいは擬木を打ち込み、横木（丸太）を止める。

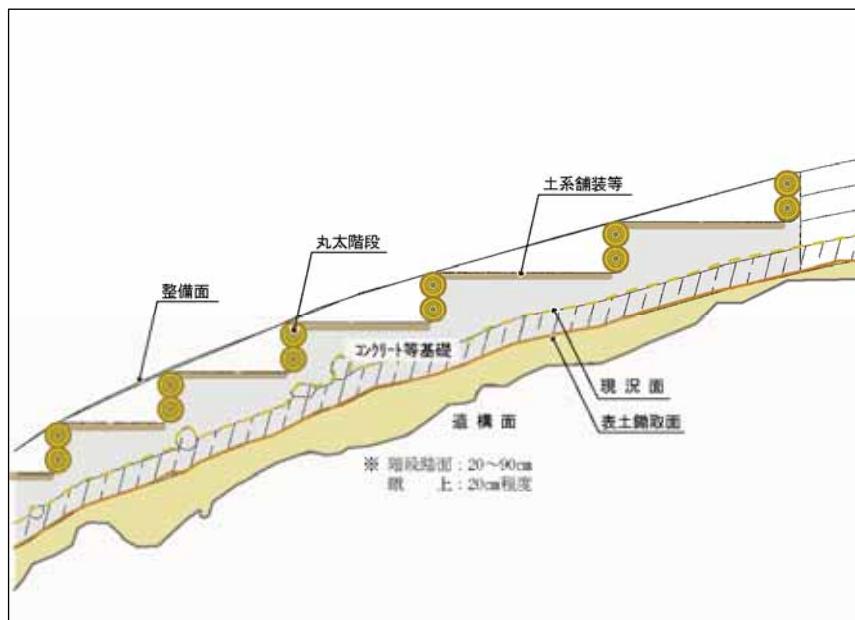


図22 階段構造模式図

4) 史跡指定地外の園路計画

史跡指定地外は大半が民地であり、新たに園路を整備することが難しいことから、既存の散策路を利用する。ただし、葉桜団地や蘆花記念公園から上の階段で、破損しているものについては、所管課等が維持管理の中で修理を行う。

なお、新桜山隧道の建設に伴い、葉山側出入り口から第2号墳付近まで上の階段を設置する計画がある（平成23～24年度頃予定）。バス停にも近いことから、これにより現状では数少ない葉山町側からのアクセスが確保される見込みである。

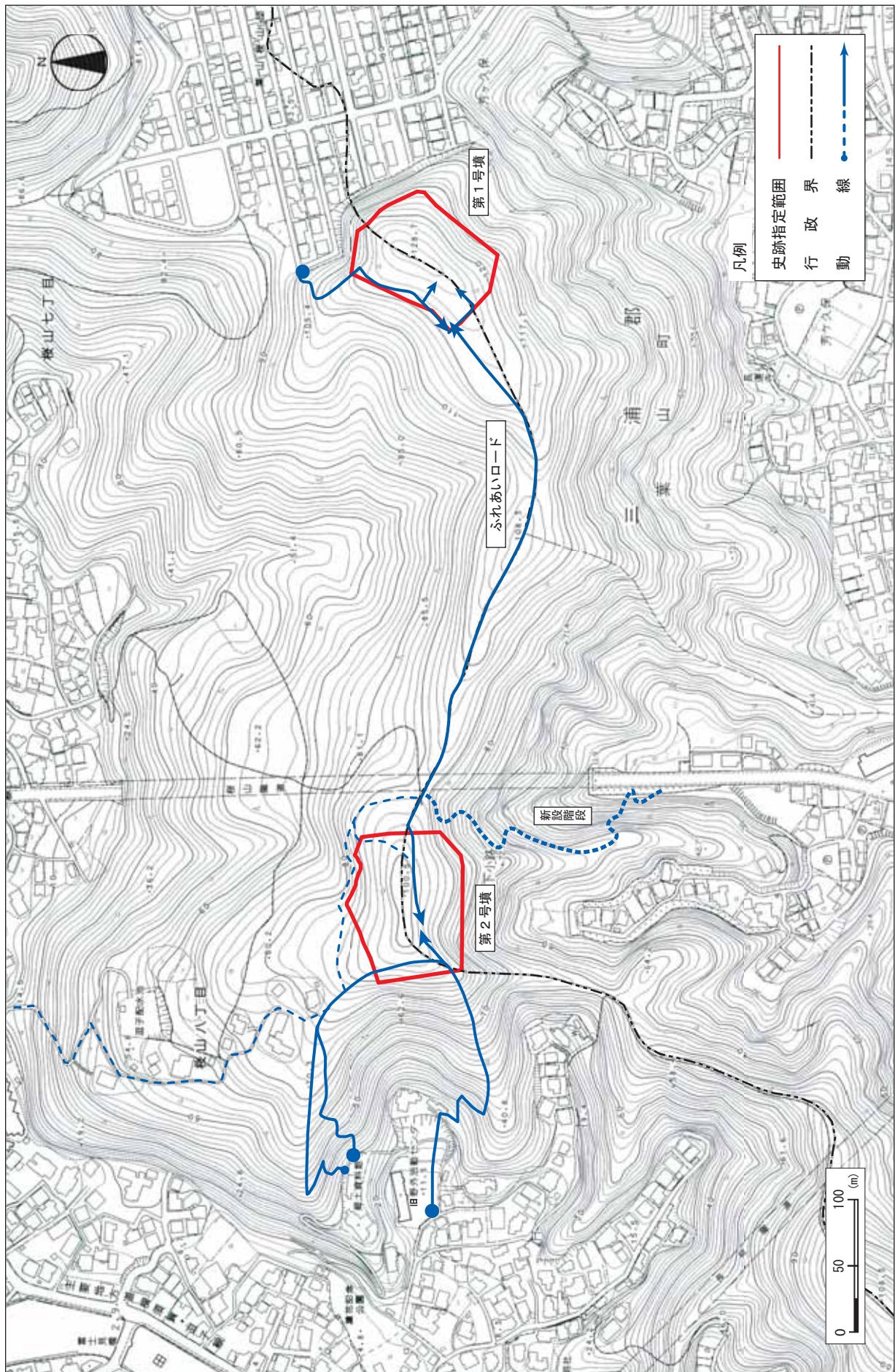


図23 地図計画図（史跡指定地外）

5) 眺望点・広場整備計画

築造時の長柄桜山古墳群は、盛土や葺石が施された人工的な構造物として威容を誇っていたと想像される。しかし、現在は樹木に覆われて丘陵と一体化しており、遠方から見て古墳であることを認識できるようにすることは難しい。そのため、墳丘の近景及び墳丘からの眺望確保の観点からある程度の伐採を行い、長柄桜山古墳群の特徴である海に向かって開けた眺望の良さを来訪者が体感できる整備を目指す。

ア. 墳丘を見る

(ア) 墳丘を近くから見る

前方後円墳の墳形がよく分かる前方部隅は、墳丘全体を眺めるのに適した場所で、見学動線の分岐点ともなることから、古墳を見るスポットとして墳形についての解説を設置する。

(イ) 墳丘を遠くから見る

古墳の立地する丘陵を遠望することができる主要なポイントやアクセスの起点等に、案内・説明板等を設置できるよう、関係機関等と調整する。

イ. 整備ゾーンから海・まちを見る

(ア) 遺構保存整備ゾーンから海・まちを見る

眼下に逗子湾や市街地を望むことが出来る墳頂部を眺望点とし、そこから視界が確保できる程度の抾伐、枝打ちを行う。

(イ) ふれあいゾーンからまちを見る

古墳間の尾根道沿いで現在も樹木の間から長柄の町並みを見下ろすことのできる箇所を眺望点とし、土地所有者等に枝打ちの推進に対する理解と協力を求める。

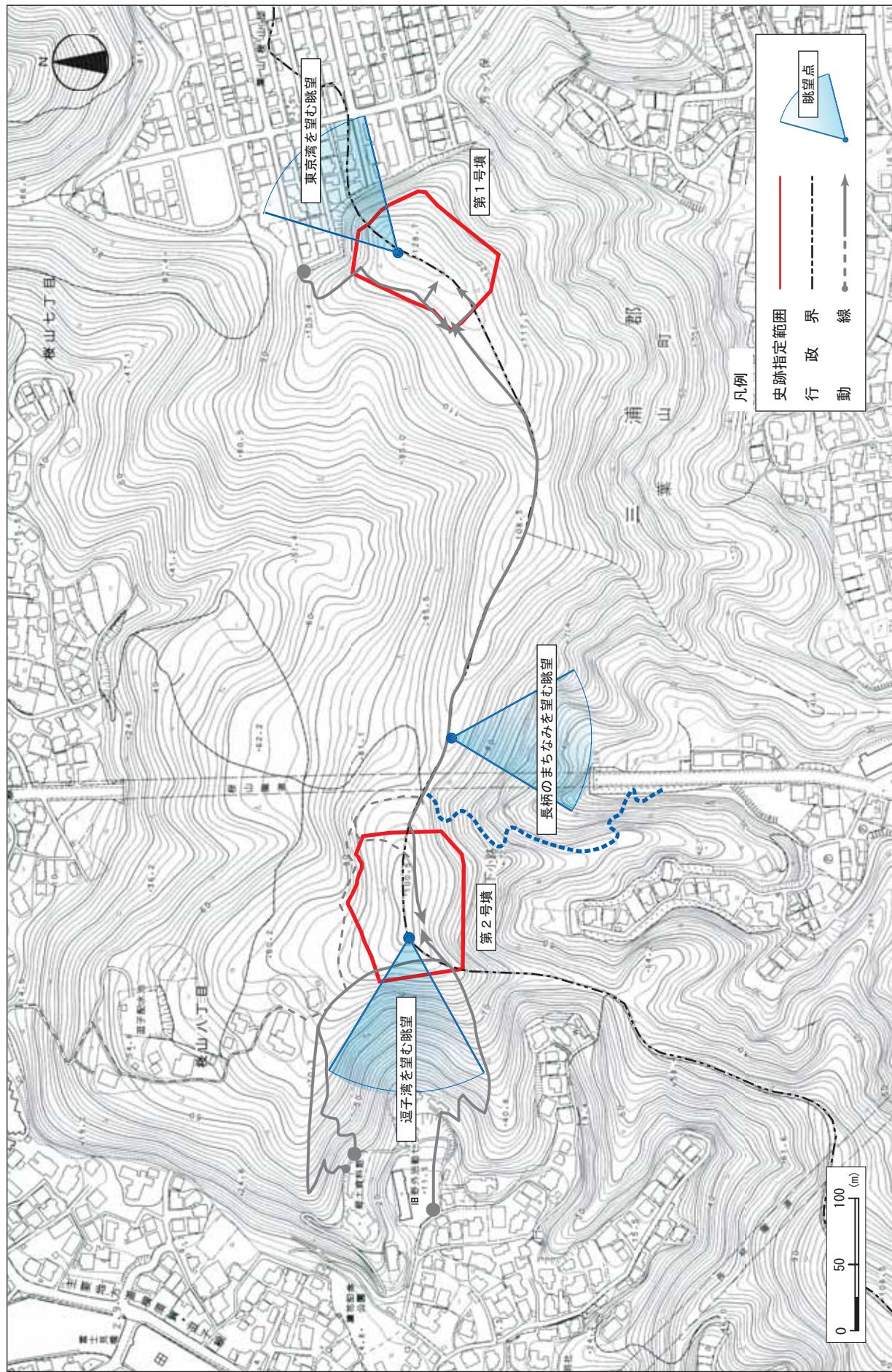


図24 観望点配置計画図

(7) 管理運営計画

1) 管理運営体制

史跡指定地内は公有化されており、文化財保護法に基づく管理を要するため、逗子市教育委員会、葉山町教育委員会が管理運営を行う。

指定地外のふれあいゾーンやエントランスゾーンについては、基本的に所管課等が管理を行うが、両教育委員会は、史跡の活用に支障がないように、関係機関と連携を図る。

整備後の史跡の維持管理にあたっては、現在のボランティアパトロール事業の継承により人的資源を確保するなど、管理運営体制の充実を図る。

2) 維持管理の方針

ア. 植物管理

遺構の保護を前提とし、来訪者が安全で快適に利用できるよう、修景や眺望などに配慮しつつ適切に管理する。同時に指定地内の豊かな緑地の維持管理に努める。

イ. 施設管理

来訪者が安全で快適に利用できるよう、園路、階段、説明板等の設備等を適切に維持管理する。

3) 運営の方針

ア. 普及・広報

史跡の価値はもとより、整備事業の過程を広く伝えるために、多様な媒体を用いて情報を発信する。

- (ア) 発掘調査や保存工事における現地説明会等により、整備の過程を公開し、史跡への関心、理解を高める。
- (イ) ホームページ等を用いて、最新の知見に基づく情報を発信する。
- (ウ) 史跡の概要や図面を掲載したパンフレットや書籍等を発行し、史跡の理解を高める。
- (エ) 施設整備の状況（駐車場がないこと、アプローチが階段の山道であること等）について、十分な周知を図る。

イ. イベントの企画・実施

史跡への理解を深めることができるよう、また来訪のきっかけづくりになるような、多様なイベントを企画・実施していく。

(ア) 講演会・シンポジウム

長柄桜山古墳群の歴史的・文化的評価を深めるテーマはもとより、植生環境や地質環境など関連するテーマで講演会やシンポジウム等を企画、開催し、新たな魅力発見の機会とする。

(イ) 見学会・展示会

文化財めぐりや、植物等の自然観察会などを開催し、現地に来訪するきっかけづくりを行う。市町とも恒常に出土品を展示できる施設がない点を補うため、各種行政施設の展示スペース等を利用して展示会を開催する。

ウ. 市民・町民の参画

史跡の保存管理から活用に至る様々な場面で市民・町民との協働を推進し、地域の貴重な文化遺産をみんなで守っていく意識を育む。

(ア) ボランティアパトロール

発見当初からはじまり、様々な経緯を経ながら現在まで続くボランティアパトロールは、史跡の維持管理において重要な役割を果たしており、今後も継続して実施する。

(イ) 史跡案内ガイド

市内・町内の小・中学生が地域の歴史を学ぶことができ、市民参加の歴史学習の場として活用できるように、ボランティアによる史跡案内ガイドの育成を検討する。

(ウ) 市民・町民主体による企画・運営への協力

市民・町民主体による企画・運営に協力し、史跡の積極的な活用の推進を図る。

7. 整備イメージ図

